

令和5年度実績報告 福島県環境

—環境基本計画と脱炭素社会実現実行計画—
—環境監視調査結果—
—環境放射線量及び出荷販売を目的としない
食品等の放射性物質の測定状況について—

福島県環境審議会資料

令和6年10月18日

福島県環境部環境課

目 次

第1章 環境基本計画

- 第1節 環境基本計画の概要…………… 1
- 第2節 脱炭素社会の実現を目指した気候変動対策…………… 2
- 第3節 持続可能な循環型社会の構築…………… 5
- 第4節 生物の多様性を育む豊かな自然環境との共生…………… 7
- 第5節 安心安全を支える生活環境の保全…………… 9
- 第6節 原子力災害からの環境再生の推進…………… 11
- 第7節 市民・事業者とのパートナーシップによる地域づくり・人づくり… 12

第2章 脱炭素社会実現実行計画（区域施策編）

- 第1節 計画の概要と温室効果ガスの削減状況…………… 15
- 第2節 再生可能エネルギーの導入拡大と効果的な活用…………… 18
- 第3節 省エネルギー・省資源に向けたライフ・ワークスタイルシフト… 20
- 第4節 温室効果ガス吸収源の確保に向けた取組の推進…………… 22
- 第5節 気候変動を見据えた対策の推進…………… 23

第3章 ゼロカーボン庁内率先計画（事務事業編）

- 第1節 計画の概要…………… 25
- 第2節 排出量等の状況…………… 25
- 第3節 取組状況…………… 28

第4章 環境監視調査結果

- 第1節 大気汚染…………… 29
- 第2節 水質汚濁…………… 33
- 第3節 有害物質…………… 41
- 第4節 騒音・振動…………… 44
- 第5節 その他…………… 53

第5章 環境放射線量及び出荷販売を目的としない 食品等の放射性物質の測定状況について

- 第1節 環境放射線量の測定…………… 55
 - 第2節 農作物・食品等の放射性物質の測定…………… 57
-

第1章 環境基本計画

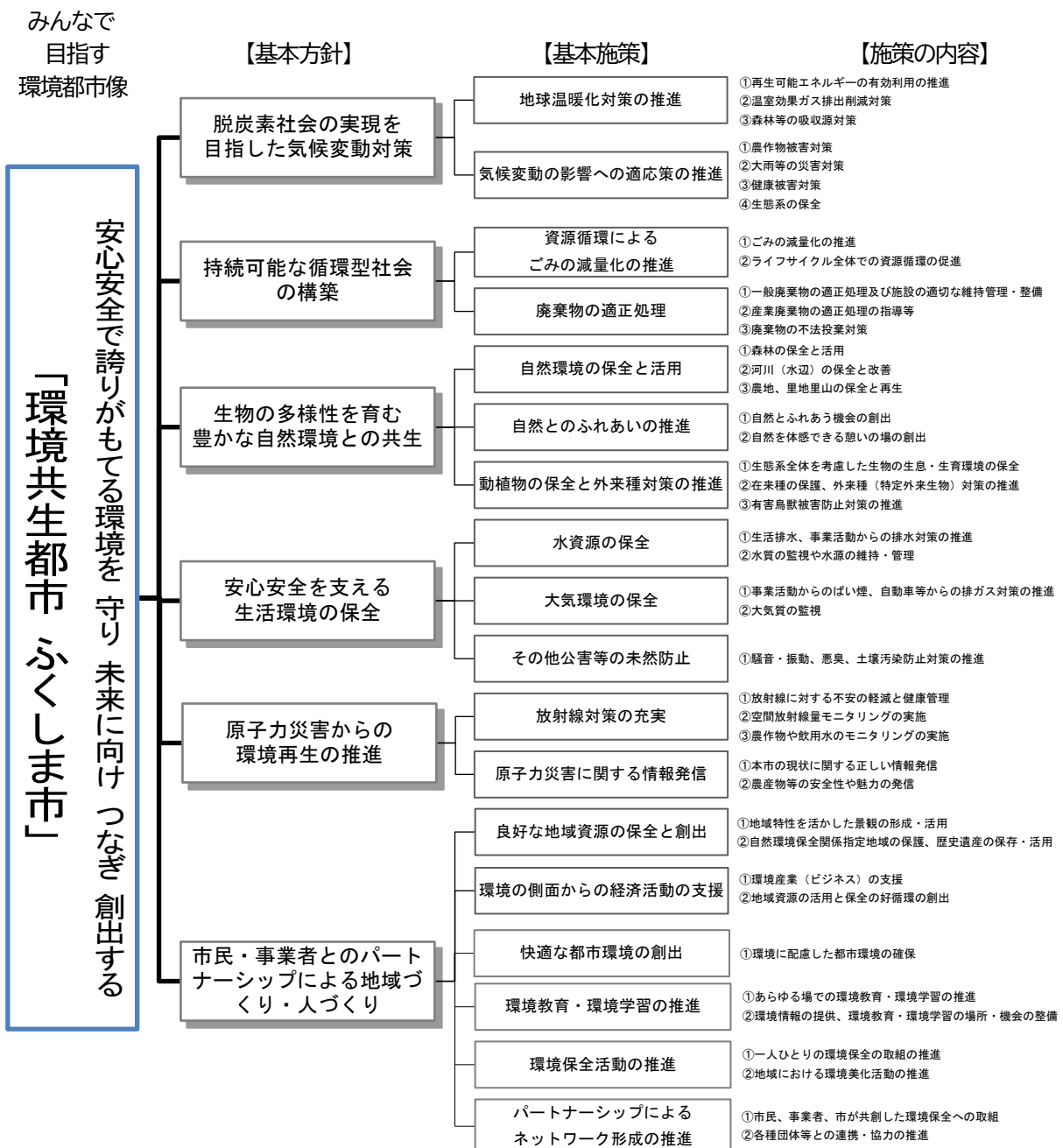
第1節 環境基本計画の概要

1. 計画の位置付け

本計画は、市の最上位計画である「福島市総合計画」を環境面から推進するためのもので、福島市環境基本条例の基本理念に基づき、市民、事業者、市が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本市の豊かな自然を守り、人と自然が共生し、環境への負荷が少ない快適で持続的な発展が可能な都市を目指すことを目的とします。

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間です。

2. 施策体系



第2節 脱炭素社会の実現を目指した気候変動対策

1. 地球温暖化対策の推進

【目標】地球温暖化を食い止めるために、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの徹底を図ります。

地球温暖化は、私たちの日常生活や事業活動と密接なつながりがあります。温室効果ガスの中でも二酸化炭素は特に排出量が多く、温暖化への影響が大きいとされています。化石燃料由来のエネルギーの消費を減らし、再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、一人ひとりのライフスタイルを見直すことで、温室効果ガスの排出量を減らすことができます。

本市では再生可能エネルギーの導入を促進するため、公共施設への再エネ設備の導入を進めているほか、一般住宅の脱炭素化に貢献する太陽光発電設備等の設置に対し助成を行っています。

また、エネルギーの効率的な利用を推進するため、自動車の適正利用や省エネ設備の導入などを市民に呼びかけるとともに、脱炭素化に向けたライフスタイルや事業活動の転換と普及を進めるため、クールシェア・ウォームシェアの取組を行うなど、省資源・省エネ型ライフスタイルの啓発に努めています。



福島市は令和3年2月にゼロカーボンシティ宣言をしました

【主な取組】

取組名	取組内容等	担当課
公共施設への太陽光発電設備導入	市の施設（支所・学校等）において、太陽光発電設備の導入を進めています。 R5年度末現在：導入済箇所数22箇所、最大出力（計）315.98kW	各課
再生可能エネルギー等施設整備資金利子補給事業	金融機関から融資を受けて、再生可能エネルギー・省エネルギー施設の整備をする中小企業等に対して、利子補給を行いました。 R5実績（利子補給件数・金額）：9件、908千円	環境課
省エネルギー設備導入支援事業	原油価格・物価高騰等の影響により、厳しい経営状況にある中小企業・小規模事業者の事業継続と経営改善、温室効果ガスの削減を図るため、省エネ機器更新の取組みを支援しました。R5実績（補助件数・金額）：181件、64,150千円	環境課
ごみ焼却による発電	ごみ焼却熱を利用し発電を行い、電力使用量の削減を図りました。 R5発電量実績：27,805,570kWh/年（前年度比4.8%減）	あぶくま・あらかわクリーンセンター
果樹剪定枝まきストープ等マッチング事業	「ストープ等の燃料として使用するまきを自分で調達したい」方と、「果樹等の剪定枝を引き取ってほしい」果樹等生産者の方、それぞれに登録いただき、市が両者を仲介する事業を実施。両者で薪の受け渡し（推計80.7t）が行われた。 R5実績：薪の提供者（生産者）33名、薪の利用者（受取人）85名	農業振興課
水素の利活用に向けた動き	水素社会実現に向け、「水素day&再エネまつり」を開催し、水素活用の普及促進を図りました。また、燃料電池自動車（FCV）の導入を支援しました。 R5実績（補助件数・金額）：8件、1,600千円	環境課
MOMORIN（もりん）シェアサイクル事業	市内中心市街地に設置されたサイクルポートであれば、どこでも自転車のレンタル・返却ができるサービスで、中心市街地へ公共交通機関で来られる方への二次的な交通手段として、また目的地までの最終移動手段として利用されています。 令和5年度は、ポート（3箇所）や自転車（20台）の増設など利便性の向上を図りました。 R5実績：25,261回	交通政策課
生垣設置補助事業	市緑化基金を活用し、緑化を推進するため生垣設置に対し補助しました。 R5実績（補助件数）：4件	公園緑地課

2. 気候変動の影響への適応策の推進

【目標】 安心安全に暮らし続けられるよう気候変動に対する適応策を推進します。

温室効果ガス排出に関する対策を最大限に実施した場合でも、一定程度の気温上昇は避けられないと予測されており、気候変動は起こりうる事象として受け止め、それに適応できる地域を形成する必要があります。

このため気候変動対策として、温室効果ガスを削減する「緩和策」と気候変動の影響に備える「適応策」は車の両輪として、同時に推進していくことが重要です。

また、気候変動の影響は、地域によってその影響の種類も度合いも異なり、都道府県や市町村の境界を越えて発生することから、地域内の地方公共団体が連携して、地域の特性に応じた効果的な適応策を推進することが大切です。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

令和5年度には、気候変動の影響と適応策の理解を深め、環境に対する意識及びライフスタイルの見直しを促すため、市民向けの学習会を開催しました。



気候変動適応学習会の様子

【主な取組】

取組名	取組内容等	担当課
気候変動適応学習会	福島県気候変動適応センターと連携し、ふくしまエコ探検隊やふくしま環境フェスタ等で普及啓発を行い、気候変動の影響と適応への理解を深めました。 R5実績（参加者数）：766人	環境課
気候変動適応に関する市民参加型モニタリング調査	気候変動適応東北広域協議会の共同調査として、生物季節観測のモニタリング調査を実施し、気候変動適応に関する基礎データの収集を行いました。 R5実績：桜開花日3月24日、モミジ紅葉日11月21日、イチョウ黄葉日11月21日	環境課
環境月間記念行事（6月）	市の公共施設（支所、学校等）にグリーンカーテン用の苗を配布しました。 R5実績（配布箇所）：59箇所	環境課
気候変動適応東北広域協議会	令和2年度から令和4年度の3か年をかけて策定した広域アクションプランについて、自治体への実装のため、適応策実装の課題やノウハウの共有を図りました。	環境課

【進行管理指標】

	基準値	実績値	目標値		令和5年度 目標に対する 進捗率	評価
	令和元年度	令和5年度	令和5年度	令和7年度		
温室効果ガス実質 排出量	2,149 千 t-CO2 (平成29年度)	1,881 千 t-CO2 (令和3年度)	1,812 千 t-CO2 (令和3年度)	1,648 千 t-CO2 (令和5年度)	80%	B
エネルギー自給率 (電力)	30.8%	46.5%	46.7%	51.4%	99%	B
防災メールマガジン 登録者数	約5,400 人	7,150 人	8,160 人	10,000 人	63%	C
渋川ほか8河川改良率	67.0%	76.8%	70.4%	75.7%	100%	A

【進行管理指標の進捗状況】

本計画の進行管理指標について、下記算定方式を用いて、それぞれの進捗率を算出後に評価区分に従い評価を行います。

なお、指標によっては下記に当てはまらない場合があります。

①進捗率の算定方式

$$(\text{評価年度実績値} - \text{基準値}) \div (\text{評価年度目標値} - \text{基準値}) \times 100(\%)$$

②評価区分

A評価：進捗率 100%以上 B評価：80% ≤ 進捗率 < 100% C評価：60% ≤ 進捗率 < 80%

D評価：進捗率 < 60%

③年度ごとの目標値の設定方法

目標値から基準値を差し引き、計画期間（5年間）で除する。

<例> 指標名：防災メールマガジン登録者数

基準値：約5,400 人、目標値（令和7年度）：10,000 人

各年度の目標値：10,000 人 - 約5,400 人 = 4,600 人、4,600 人 ÷ 5 = 920 人 / 1 年当たり

【R3】6,320 人 【R4】7,240 人 【R5】8,160 人 【R6】9,080 人 【R7】10,000 人

【関連するSDGsのゴール】



第3節 持続可能な循環型社会の構築

1. 資源循環によるごみの減量化の推進

【目標】ライフサイクル全体での資源循環により、ごみ減量化を推進します。

本市の特性に応じたライフサイクル全体での資源循環を促進するため、市民、事業者、行政の協働のもと、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を図り、更なる減量化・資源化に努めました。

令和5年度は、可燃ごみのうち約4割を占める生ごみの削減を目的に、食品ロス削減マイスターを認定しエコレシピの開発等を行ったほか、事業所と連携したフードシェアリングサービス「ふくしまタベスケ」などによる食品ロスの削減や、適正な分別排出の呼びかけを行いました。



ふくしまタベスケ

【主な取組】

取組名	取組内容等	担当課
古着のイベント回収	古着の資源化を図るため、イベント回収を実施しリユース事業に取り組みました。 R5実績：開催回数 2回、回収量 合計2.95t	ごみ減量推進課
段ボール製コンポスト活用事業	「生ごみ」の減量化・資源化を図るため、初心者でも気軽に始められる段ボール製コンポストを活用し、購入費助成事業等を実施しました。 R5実績（助成件数）：299件	ごみ減量推進課
食品ロス削減アドバイザーの設置	食品ロスの現状や、食品ロス削減に必要な知識を身に付け、市民へ広めることができる『食品ロス削減マイスター』を育成する講座を実施し、19名を認定しました。また、『食品ロス削減マイスター』が考案したエコレシピを紹介する動画の公開や市政だよりで特集記事を掲載しました。 R5実績：食品ロス削減パネル展 3回、エコレシピの動画公開 1本（3レシピ）、食品ロス削減マイスター 19名、マイスター育成講座 2回	ごみ減量推進課
家庭用剪定枝破砕機貸与事業	「草枝類」の減量化・資源化を図るため、家庭用剪定枝破砕機貸与事業を実施しました。 R5実績（貸出件数）：76件	ごみ減量推進課

2. 廃棄物の安定的・効率的な適正処理

【目標】快適な暮らしを守るために、適正な廃棄物の処理を推進します。

ごみの適正排出と安全で効率的な収集運搬を進めるとともに、中間処理施設や最終処分場を適正に運営しています。

本市では、これまで使用していた一般廃棄物最終処分場（金沢第二埋立処分場）の残余容量が少なくなってきたことから、新たに大館山一般廃棄物最終処分場の建設を進め、令和4年2月に完成、同年6月から供用を開始しました。



【主な取組】

大館山一般廃棄物最終処分場全景

取組名	取組内容等	担当課
大館山一般廃棄物最終処分場建設	令和4年2月に完成、同年6月に供用を開始し、埋立廃棄物の搬入管理の徹底、搬入禁止廃棄物の混入防止など、適正な最終処分の推進を図りました。	環境施設整備室 あぶくま クリーンセンター
あぶくまクリーンセンター焼却工場再整備事業	環境影響評価を実施するとともに、公募型プロポーザルにより新施設の設計・建設事業者を決定し、事業契約を締結しました。	環境施設整備室
産業廃棄物処理業者等への指導	産業廃棄物処理業者（収集運搬業及び処分業）等への許可、排出事業者や処理業者への立入調査・指導等を行い、適正処理の徹底を図りました。 R5実績（立入調査・指導等回数）：67回	廃棄物対策課
不法投棄パトロール	不法投棄監視員によるパトロールや不法投棄事案等に関する通報に迅速に対応し、不適正処理や不法投棄の未然防止と早期発見に努めました。 R5実績（パトロール回数）：252回	廃棄物対策課

【進行管理指標】

	基準値	実績値	目標値		令和5年度 目標に対する 進捗率	評価
	令和元年度	令和5年度	令和5年度	令和7年度		
1人1日当たりの生活系 ごみ排出量（資源物、集資 源回収量を除く）	770 g	612 g	530 g以下		66%	C
事業系ごみ排出量	30,926 t	29,557 t	24,200 t以下		20%	D
最終処分量	16,860 t	10,965 t	13,300 t以下		100%	A

【関連するSDGsのゴール】



第4節 生物の多様性を育む豊かな自然環境との共生

1. 自然環境の保全と活用

【目標】自然環境の保全と活用により、自然が有する機能や魅力の向上を図ります。

豊かな生物多様性に支えられた生態系は、人間が生存するために欠かせない恵みをもたらしています。本市にはすぐれた自然が数多く残されており、生物多様性を育みながら、自然環境を保全し、活用していくことが重要です。

水林自然林は本市西部の荒川沿いに位置し、市民が身近に自然体験できる場として利用されています。また、近年ドラマのロケ地としても利用されたことから、多くの市民が訪れています。



阿武隈川サミット

【主な取組】

取組名	取組内容等	担当課
水林自然林事業	山野草・野鳥の案内、バードウォッチング、フォトコンテストを開催し、身近に自然体験できる場として広く利用を提供しました。令和5年度の延べ利用者数は31,023人で、前年度比20%減少しました。クマの出没による利用休止等のため、利用者が減少したものと考えられます。	農林整備課
森林環境交付金事業	市内小学校に対し、森林への理解を深め、森林保全への意識醸成を図るため、森林環境学習に必要な経費を補助しました。 R5実績（森林環境学習校数）：37校	農林整備課
阿武隈川サミット	流域の自治体との連携により各種事業を行い、河川環境保全意識を高めました。令和5年度は、阿武隈川春のサイクリングなど3件の事業を実施しました。 R5実績（参加者数）：阿武隈川春のサイクリング 88人、阿武隈川源流探検 23人、舟にのって学ぶ阿武隈川 in 丸森 27人	河川課

2. 自然とのふれあいの推進

【目標】自然とのふれあいにより、健康で心豊かな暮らしの充実を図ります。

各種講座やイベントなどを通じて自然とふれあう機会を創出することで、自然に対する知識と理解を深め、環境保全への意識を高めます。



小鳥の森での学習活動の様子

【主な取組】

取組名	取組内容等	担当課
小鳥の森事業	自然観察会、探鳥会、環境保全、木工クラフト体験。また開園40周年記念事業を開催しました。 令和5年度の延べ来場者数は14,784人で、前年比19%増加しました。	農林整備課
花見山公園周辺環境整備事業	花見山観光振興協議会と連携し、景観植物の植栽や休耕地の草刈り、老木化した花木の更新など原風景の維持を図りました。 なお、令和4年度以降、コロナ禍ではあったものの、観光需要の回復により来客数が増加しています。 R5実績（延べ来客数）：約94,000人（前年比60%増）	観光交流推進室

3. 動植物の保全と外来種対策の推進

【目標】生物多様性の保全を図り、生態系の機能の維持・向上を図ります。

生態系全体を考慮した生物の生息・生育環境を保全するとともに、在来種を保護し、外来種（特定外来生物など）への対策を進める必要があります。

また、有害鳥獣（サル、クマ、イノシシ、カラスなど）による被害を軽減するための対策を進めています。



特定外来生物（アライグマ）

【主な取組】

取組名	取組内容等	担当課
特定外来生物駆除	特定外来生物について、市民からの被害連絡を受け、駆除しました。 R5実績：アライグマ19頭	環境課
有害鳥獣被害対策事業	野生鳥獣による農作物被害を防ぐため、捕獲、見回りの強化を実施しました。 R5実績（捕獲数）：ニホンザル132頭（前年比30%減）、 イノシシ1,008頭（前年比4%減）	農業企画課
保存樹木補助事業	保存樹の維持管理に要する経費の一部を補助しました。 R5実績（補助件数）：33件	公園緑地課

【進捗管理指標】

	基準値	実績値	目標値		令和5年度 目標に対する進捗率	評価
	令和元年度	令和5年度	令和5年度	令和7年度		
民有林整備面積	148.7ha	350.3ha	198.6ha	232.0ha	100%	A
多自然型工法河川整備延長	24,173m	24,316m	24,223m	24,257m	100%	A
新規就農者数	145人 (平成28～令和2年度の5年間)	115人 (令和3～5年度の3年間)	120人 (令和3～5年度の3年間)	200人 (令和3～7年度の5年間)	96%	B
農用地利用集積面積	1,066ha	1,346ha	1,246ha	1,366ha	100%	A
自然観察会、自然体験講座等の開催回数	250回	350回	毎年250回以上		100%	A
都市公園面積	321.65ha	321.88ha	322.55ha	323.17ha	26%	D
一人当たりの都市公園面積	11.65㎡	12.09㎡	11.8㎡	11.90㎡	100%	A
特定外来生物捕獲数	未集計 ※参考12頭 (令和2年度)	19頭	年間10頭		100%	A

【関連するSDGsのゴール】



第5節 安心安全を支える生活環境の保全

1. 水資源の保全

【目標】健全な水資源を維持し、安心安全な水資源を育みます。

生活排水や事業活動による排水対策を進め、水質や水資源の維持を図っています。

【主な取組】

取組名	取組内容等	担当課
河川水質調査	市内を流れる河川の水質調査を毎月実施しました。 R5実績（箇所数）：17 河川23 地点	環境課
浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する個人に対して費用の一部補助を実施しました。 R5実績（補助件数）：171件	下水道総務課
公共下水道事業	生活排水処理のため公共下水道の整備を図り、阿武隈川流域の河川水質保全を図りました。 R5実績：処理区域人口 179,586人、普及率 67.5%	下水道建設課

2. 大気環境の保全

【目標】良好な大気環境を維持し、市民の暮らしや健康を守ります。

事業活動からのばい煙や自動車等からの排出ガス対策を進め、大気質の監視を行っています。

令和5年10月には、国が実施するエコ通勤（公共交通の利用促進、徒歩・自転車通勤の推奨、在宅勤務、時差出勤）に県、民間事業者等と連携して取組を推進し、市内の渋滞緩和や環境改善を図りました。

また、公用車更新時にEV車を3台導入したほか、民間事業者が本市で初めて導入したEVバスの架装整備の一部を補助しました。



EVメロディーバス
(通称「あおメロディ」)

【主な取組】

取組名	取組内容等	担当課
TDM関連事業	国が実施するエコ通勤に県、民間事業者等と連携して取り組みを推進し、CO2の削減を図りました。	交通政策課
EVバスの活用	民間事業者が導入する本市初のEVバスに対して、「環境にやさしく、乗って楽しいバス」をコンセプトとした架装整備にかかる経費の一部を補助しました。	交通政策課



出典：福島県渋滞対策連絡協議会

3. その他公害等の未然防止

【目標】 公害等の未然防止に努め、快適で安全な生活環境を確保します。

騒音・振動、悪臭、土壌汚染防止対策を行い、公害の未然防止に努めています。



事業場排水の水質検査の様子

【主な取組】

取組名	取組内容等	担当課
騒音・振動調査	市内で発生する様々な騒音・振動について調査を実施しました。令和5年度の基準値超過地点等は次のとおりです。 ①環境騒音調査（8地点）……………なし ②自動車交通騒音・振動調査（点的評価：12地点）……3地点 ③高速自動車道騒音調査（3地点）……………なし ④東北新幹線鉄道騒音・振動調査（7地点）……7地点 ⑤自動車交通騒音調査（面的評価：3路線）…1地点	環境課
ダイオキシン類実態調査	市内各所でダイオキシン類実態調査を実施した結果、基準値を超過した地点はありませんでした。 ①公共用水域（3地点）、②地下水（1地点）、③土壌（1地点）、④大気（1地点）	環境課
公害苦情相談	市民から寄せられた公害苦情相談について、個別に必要な調査、指導及び助言等を実施しました。 令和5年度の公害苦情件数は28件でした。	環境課

【進行管理指標】

	基準値	実績値	目標値		令和5年度 目標に対する 進捗率	評価
	令和元年度	令和5年度	令和5年度	令和7年度		
汚水処理人口普及率	87.2%	89.7%	89.6%	91.0%	100%	A
河川のBOD値環境基準値・ 環境基準準用値達成地点数	8/8 12/15	8/8 14/15	8/8 12/15		100%	A
光化学スモッグ注意報・ 警報の発令数	0件	0件	0件		—	—
本市では、法及び条例による 改善勧告・命令を行わなければ ならないような公害の発生が 無い状況が続いています。今後 もこの状況を継続することを 目標とします。	公害なし	公害なし	公害なし		—	—

【関連するSDGsのゴール】



第6節 原子力災害からの環境再生の推進

1. 放射線対策の充実

【目標】 不安を感じることなく、健康で安心な暮らしのために、放射線対策の推進を図ります。

本市では、放射線に対する不安を軽減するため、健康づくりや放射線量等のモニタリングを実施しています。公共施設や教育施設等で環境放射線量の測定を継続しているほか、測定結果等を市民に公表しています。

【主な取組】

取組名	取組内容等	担当課
環境放射線量測定	公共施設を中心に年6回にわたり空間放射線量の定点測定を実施・公表しました。また、空間線量の全体的・局所的な状況を可視化するためメッシュ方式による全市放射線量測定マップを作成・公開しました。 R5実績（測定箇所）：各支所等 159箇所、マップ 3, 301地点	環境課
食品等放射能簡易測定	市民持ち込みによる出荷・販売を目的としない食品中の放射性物質濃度の測定を市内11箇所の測定所で実施しました。 R5実績（測定件数）：1, 701件	環境課
市産農産物（出荷物）の放射性物質検査	出荷・販売を目的とする市産農産物（園芸品目）について、放射性物質のモニタリング検査を実施しました。 R5実績（検査件数）：7, 127件	農業振興課

2. 原子力災害に関する情報発信

【目標】 正しい情報を市内外に発信し、風評払拭や本市の魅力をPRします。

本市の現状に関する正しい情報発信を行い、農産物等の安全性や魅力を発信する取組の一つとして、「放射線対策ニュース」を年4回（6月、9月、12月、3月）配信しました。

また、正しい知識を身に付け、放射線に対する不安解消のため、「放射線と市民の健康講座」を開催しました。

【進捗管理指標】

	基準値	実績値	目標値		令和5年度 目標に対する 進捗率	評価
	令和元年度	令和5年度	令和5年度	令和7年度		
放射線に関する健康講座 受講後の不安軽減率	88.9%	96.1%	90.7%	92.0%	100%	A

【関連するSDGsのゴール】



第7節 市民・事業者とのパートナーシップによる 地域づくり・人づくり

1. 良好な地域資源の保全と創出

【目標】福島らしい景観や歴史文化を守り、育むことにより、本市の個性や魅力を創出します。

「福島市景観まちづくり計画」に基づき豊かな自然景観を保全し、地域特性を生かした景観の形成・活用に努めています。また、文化財や歴史遺産の保存・活用を図り、文化や歴史とふれあうことができる地域づくりを進めています。

【主な取組】

取組名	取組内容等	担当課
埋蔵文化財啓発事業	じょーもびあ宮畑春の陣・秋の陣、ゲーム感覚の土偶カード集め、エントランスホール事業を開催し、宮畑遺跡をはじめ、市内遺跡の啓発事業を推進しました。 R5実績（延べ参加者数）：46,871人（前年比 2%増）	文化振興課

2. 環境の側面からの経済活動の支援

【目標】環境の側面から経済活動を支援し、地域資源の保全、価値の向上に努めます。

環境に配慮した設備等の導入を支援するとともに、エコ商品の利用促進を図ることなどで、環境産業を支援しています。

【主な取組】

取組名	取組内容等	担当課
脱炭素住宅整備助成事業	家庭の再生可能エネルギー導入を推進するため、住宅用太陽光発電システム、蓄電池システム、V2H機器、HEMS等の設置費用の一部を助成しました。 R5実績（助成件数、助成金額）：429件、35,885千円	環境課
グリーン購入の推進	本市の取組みとして「グリーン購入基本方針」を定め、環境に配慮した物品やサービス等の優先的な購入を推進しています。	環境課

3. 快適な都市環境の創出

【目標】潤いと安らぎを与える快適な都市環境を創出します。

環境に配慮したまちづくりを推進し、潤いのある都市環境を創造するために、市民や事業者、関係機関等と連携を図っています。

【主な取組】

取組名	取組内容等	担当課
ムクドリ・カラス対策事業	ムクドリ飛来対策用のLED照明を導入し、地元町会等と連携し追い払いを実施しました。また、カラス対策では、音声再生装置を駅前で2台、パセオ通りで11台使用しました。	環境課
交通安全施設整備事業	より安全でゆとりのある歩道空間の確保や歩道の段差解消などの道路整備や修繕を行いました。 R5整備路線数：2路線	道路保全課 道路建設課

4. 環境教育・環境学習の推進

【目標】環境教育・環境学習の推進を図り、市民、事業者の主体的な環境保全への取組を促進します。

市民や事業者に対する環境教育・環境学習の推進するため、環境に関する情報提供のほか場所や機会の充実を図っています。

(1) ふくしまエコ探検隊

市内の小学4～6年生を対象に「ふくしまエコ探検隊」を結成し、野外活動や施設見学などの体験を通して、福島市の身近な環境について学習しています。カリキュラムの作成や学習会の実施にあたり、福島大学の協力を得ています。

令和5年度は、「気候変動の影響と対策を学ぼう!」をテーマに隊員22名で災害に強い住宅の見学など全7回の活動を行いました。



農作物における影響について学ぶ児童

(2) 環境副読本「わたしたちの福島」

身近な福島市の環境を題材とした環境副読本「わたしたちの福島」を小学校新4年生向けに作成し、環境学習の一助として活用してもらい、環境教育の推進を図っています。

【主な取組】

取組名	取組内容等	担当課
ゼロカーボンアクション実践講座	地球温暖化対策として、各家庭や職場でできる省エネ・省資源の取り組みの実践を促すため、マイ箸作りなどの家庭向け講座を実施。 R5実績：開催数7回、参加者数173名	環境課

5. 環境保全活動の推進

【目標】各主体の役割に応じた環境保全活動を推進します。

一人ひとりの環境保全の取組を推進するとともに、地域における環境美化活動を推進します。

(1) 地域環境保全功績者表彰

10月に開催された「2023 ふくしま環境フェスタ」において、環境保全に関し、顕著な功績があった個人や団体等を表彰しました。
令和5年度は、個人1件、団体4件を表彰しました。

(2) ポイ捨てのない美しいまちづくり推進事業

市民との協働により、ポイ捨てを防止し、ごみのない美しいまちづくりを推進するため、モデル地区の指定を行っています。

令和5年度は、18地区が指定されました。



令和5年度地域環境保全功績者表彰の受賞者

6. パートナースhipによるネットワーク形成の推進

【目標】 市民・事業者・市等が環境活動に共創して取り組むため、ネットワーク形成の推進を図ります。

(1) E-ACTふくしま（ふくしま環境基本計画推進協議会）

「E-ACTふくしま」は、令和3年2月に策定した「福島市環境基本計画」及び「福島市脱炭素社会実現実行計画」の推進母体として、環境の観点からSDGsにもつながる取り組みを実行していく、市が事務局を務める協議会です。学校、事業者など様々な立場から計19の団体によって構成され、毎年開催している啓発イベント「ふくしま環境フェスタ」などを通じて、幅広い世代のみなさんに環境保全の重要性を伝えています。

令和4年度には、福島市環境ポータルサイト「ふくエコ」を開設し、脱炭素化に向けた取り組みやごみの減量化など、環境に関する情報を広く発信しました。

(2) 福島市水素社会実現推進協議会

事業者や行政など19名の委員・オブザーバーにより構成されており、水素社会の実現に向けた情報収集や意見交換を行うとともに、イベント等を通じて水素エネルギーの普及・啓発を行っています。

【主な取組】

取組名	取組内容等	担当課
ふくしま環境フェスタ	「みんなでつくろう 持続可能な未来」をテーマに、地球温暖化防止や再生可能エネルギー等について普及啓発を行いました。 R5実績（来場者数）：731名	環境課
水源保全活動	緑豊かな水源の森を育てるため、摺上川ダム上流の清掃や植林地帯の手入れ等を実施する市民ボランティアに対し補助金を交付しました。 R5実績（補助件数）：1件	水道局 経営企画課

【進行管理指標】

	基準値	実績値	目標値		令和5年度 目標に対する 進捗率	評価
	令和元年度	令和5年度	令和5年度	令和7年度		
景観形成に関するまちづくりアドバイザー派遣回数（累計）	9回	9回	12回	14回	0%	D
市指定文化財指定件数	74件	74件	74件	75件	100%	A
市役所のグリーン購入率	84.2%	85.8% (令和4実績)	毎年90%以上		28%	D
生垣設置事業補助対象延長（累計）	6,819m	7,005m	8,034m	8,845m	15%	D
環境に関する出前講座開催数	22回	118回（累計） ※令和3～5年度	90回（累計） ※令和3～5年度	150回（累計） 年間30回以上	100%	A
環境に関するイベント等の来場者数	1,605人	7,778人（累計） ※令和3～5年度	5,100人（累計） ※令和3～5年度	8,500人（累計） 年間1,700人以上	100%	A
「ふくしまきれいにし隊」の登録数	239団体	244団体	276団体	300団体	14%	D
環境推進に関する協議会等に参加する団体の数	13団体	19団体	16団体	20団体	100%	A

【関連するSDGsのゴール】



第2章 脱炭素社会実現実行計画

第1節 計画の概要と温室効果ガスの削減状況

1. 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「福島市総合計画」、また、「福島市環境基本計画」における『みんなで目指す環境都市像』の実現に向けて、「脱炭素社会の実現を目指した気候変動対策」の側面より、温室効果ガス排出量削減のための具体的な取組及び気候変動の影響への対策について示すものです。

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第15項に基づき、本計画に基づく措置及び施策の実施状況を公表します。

2. 計画の対象・基準年度、目標年度

(1) 対象物質、対象範囲

温室効果ガスの削減対象物質は、エネルギー起源のCO₂（二酸化炭素）、農業分野からの温室効果ガス（CH₄（メタン）、N₂O（一酸化二窒素））、廃棄物からの温室効果ガス（CO₂、CH₄、N₂O）とします。また、市民、事業者、行政の活動に伴う排出を対象範囲とします。

対 象	部門・分野
市 民	家庭部門 運輸部門（自動車）
事業者	産業部門（製造業、建設業、農林水産業） 業務部門 運輸部門（自動車、鉄道） 農業分野（耕作、畜産、農業廃棄物）
行 政	廃棄物からの温室効果ガス

(2) 基準年度、目標年度

本計画の温室効果ガス排出量削減の基準年度を平成25（2013）年度とし、令和32（2050）年度を長期目標、令和12（2030）年度を第1期目標年度とします。

3. 温室効果ガスの削減目標

本計画策定当初は、2013年度（基準年度）の温室効果ガス排出量を2030年度に「30%以上削減」することを目標に取組を進めてきました。しかしながら、豪雨や猛暑など深刻な気象災害が多発しており、取組のさらなる加速化が必要な状況にあることから、平成25（2013）年度温室効果ガス排出量2,391千t-CO₂を令和12（2030）年度に55%削減し、さらに長期的目標として令和32（2050）年度までに実質ゼロを目指すとして、令和5年8月に本計画を改定しました。

※本算定の基礎資料である「都道府県別エネルギー消費統計」の数値が、平成2年度まで遡及し変更されたことなどにより、令和4年度に本計画の数値を変更しています。

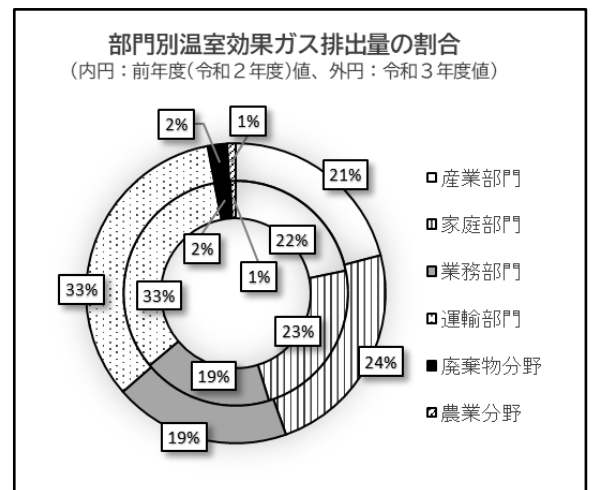
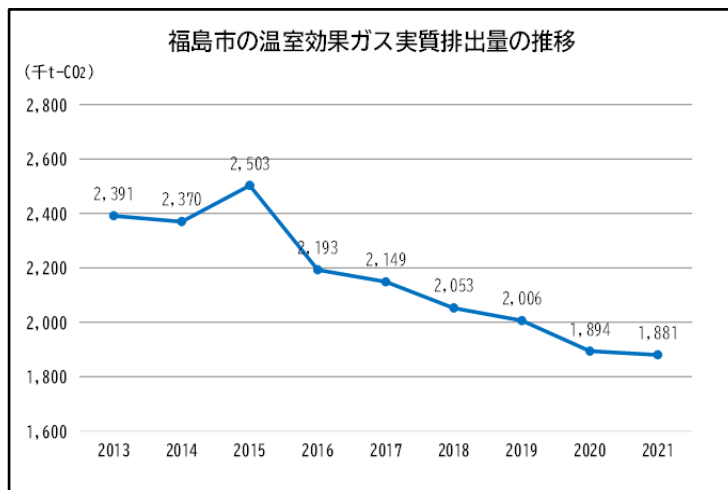
4. 温室効果ガスの削減状況

(1) 温室効果ガス実質排出量

本市域における令和3（2021）年度の温室効果ガス実質排出量は、1,881千t-CO₂であり、基準年度（平成25（2013）年度）と比較して21.4%の減少となりました。

なお、排出量を算定するための各種統計データが出そろうまで約2年かかるため、最新のデータは2年前の年度となります。

年度	温室効果ガス実質排出量	基準年度比
平成25（2013）	2,391,452 t-CO ₂	—
平成26（2014）	2,369,860 t-CO ₂	▲0.9%
平成27（2015）	2,502,861 t-CO ₂	+4.7%
平成28（2016）	2,192,710 t-CO ₂	▲8.3%
平成29（2017）	2,148,959 t-CO ₂	▲10.1%
平成30（2018）	2,052,588 t-CO ₂	▲14.2%
令和元（2019）	2,006,465 t-CO ₂	▲16.1%
令和2（2020）	1,894,019 t-CO ₂	▲20.8%
令和3（2021）	1,880,532 t-CO ₂	▲21.4%



(2) 前年度（令和2年度）からの温室効果ガス実質排出量の増減について

温室効果ガス実質排出量は、前年度と比較して0.7%の減少となりました。主な要因としては、産業部門で減少したことが挙げられますが、業務部門や農業分野において増加したことにより、微減にとどまっています。

(3) 部門別の温室効果ガス排出量の状況について（前年度比）

a) 産業部門（前年度比▲5.0%）

温室効果ガス排出量は減少しました。減少した主な要因としては、製造業において、石炭、重油や軽油などの消費量が減少したことが挙げられます。

b) 家庭部門（前年度比▲0.3%）

温室効果ガス排出量は減少しました。電力からの排出量は増加しましたが、灯油、LPGや都市ガスからの排出量が減少したことにより、部門全体での排出量が減少しています。

c) 業務部門（前年度比+0.7%）

温室効果ガス排出量は増加しました。重油や軽油などからの排出量は減少しましたが、電力や都市ガスなどからの排出量が増加したことにより、部門全体での排出量が増加しています。

d) 運輸部門（前年度比▲0.0%）

温室効果ガス排出量は減少しました。主に自動車からの排出量が減少しています。

e) 廃棄物分野（前年度比▲9.6%）

温室効果ガス排出量は減少しました。減少した主な要因としては、一般廃棄物の焼却において、廃プラスチックごみの焼却量が減少したことが挙げられます。

f) 農業分野（前年度比+19.6%）

温室効果ガス排出量は増加しました。増加した主な要因としては、家畜飼育や家畜排せつ物管理に伴う排出量が増加したことが挙げられます。

（4）温室効果ガス純吸収量について

温室効果ガスの純吸収量は、▲760t-CO₂（「森林による吸収量（36,550t-CO₂）」－「主伐による排出量（37,310t-CO₂）」です。樹木の成長量より伐採量が上回ったため、このような結果となりました。

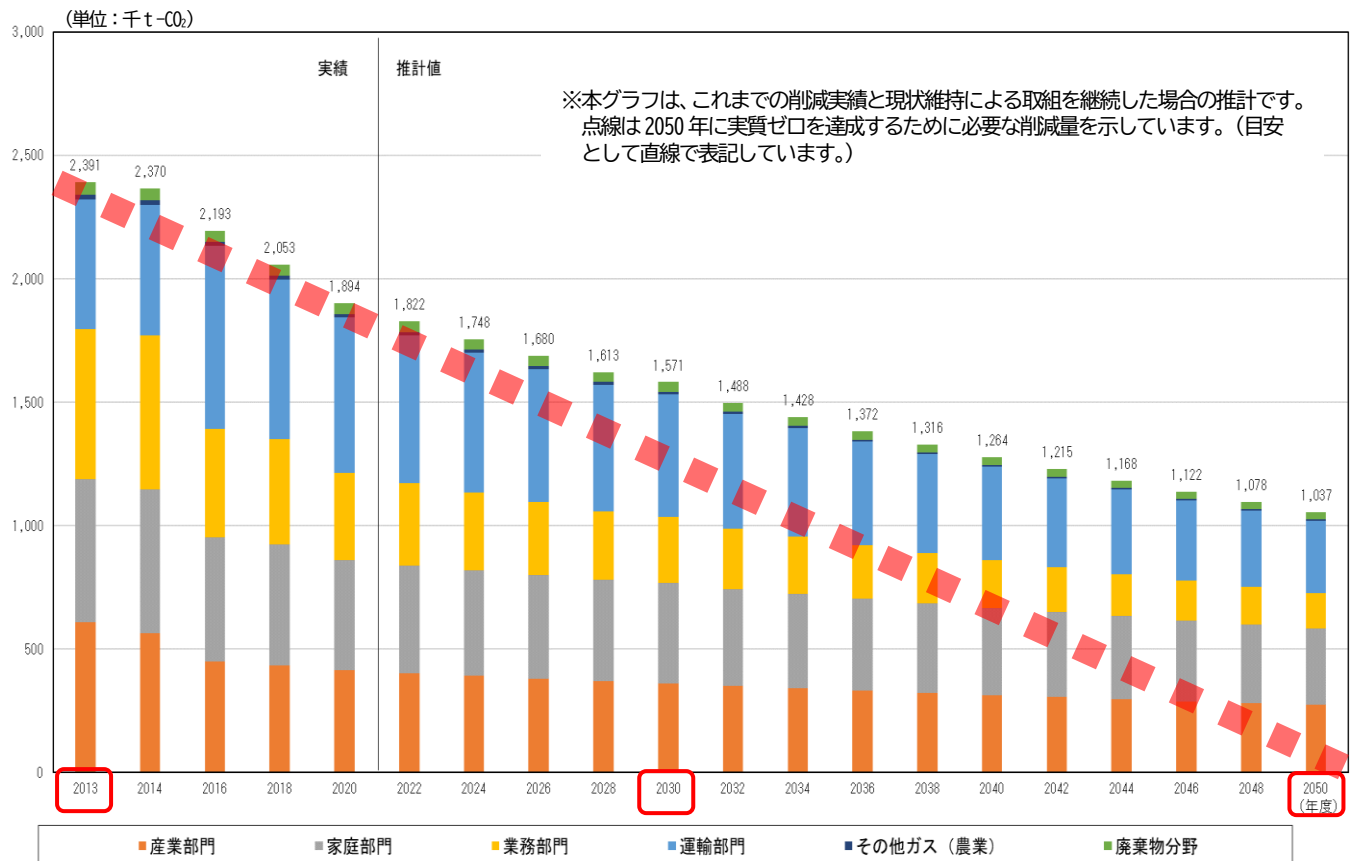
5. 温室効果ガスの将来推計

将来における温室効果ガス排出量（推計値）は、本計画の第1期目標年度である令和12（2030）年度には基準年度比35.2%削減、また最終目標年度である令和32（2050）年度では、56.6%削減と推計されています。

令和32（2050）年度に温室効果ガス実質ゼロを達成するためには、再生可能エネルギーの最大限の活用、ライフ・ワークスタイルシフトによる省エネルギー・省資源の推進、吸収源対策などにより、各部門において排出量の削減を行っていく必要があります。

そのため、第1期目標年度の2030年度（55%削減）に向けては、既存の技術の積極的導入により排出量の削減を図ることとし、2030年度以降については、施策の進捗や新技術の動向などの状況も勘案しながら段階的に取組を進めていきます。

温室効果ガス排出量の削減状況と将来推計



注 森林におけるCO₂純吸収量も含めた推計値

第2節 再生可能エネルギーの導入拡大と効果的な活用

1. 多様な再生可能エネルギーの最大限の導入

脱炭素に貢献する住宅設備への助成や利子補給の実施、また次世代エネルギーパークを活用するなどし、再生可能エネルギーの普及啓発を行いました。

また、災害時の防災機能強化も目的として三河台学習センター等へ太陽光発電設備及び蓄電池を導入したほか、福島市初の定置式水素ステーション及び牧場跡地に立地する福島市初の風力発電施設を次世代エネルギーパーク計画関連施設に位置付けました。

(1) 脱炭素住宅整備助成事業

家庭の再生可能エネルギー導入を推進するため、平成 22 年度より太陽光発電システムの設置費用の一部を助成しています。令和3年度からは蓄電池システムや電気自動車充電設備（V2H）、ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）の設備に対して、令和5年度からは家庭用電気自動車充電設備に対しても助成を行い、脱炭素住宅の整備を推進しています。

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
助成件数	431 件	497 件	419 件	341 件	376 件	340 件	429 件
助成金額	48,497 千円	56,802 千円	31,961 千円	25,959 千円	38,190 千円	33,250 千円	35,885 千円
設置出力	約 2,109 kW	約 2,532 kW	約 2,082kW	約 1,644kW	約 2,043kW	約 1,908kW	約 2,194kW

(2) 福島市次世代エネルギーパーク計画推進事業

次世代エネルギーパーク計画は、再生可能エネルギーをはじめとした次世代のエネルギーに、実際に見て触れる機会の増加を通じて、地球環境と調和した将来のエネルギーの在り方に関する理解の増進が図られる計画を、経済産業省資源エネルギー庁が認定するものです。本市は、平成 27 年 10 月 30 日付けで次世代エネルギーパーク計画の認定を受け、「福島市次世代エネルギーパーク計画」に位置付けられている施設（令和6年3月末現在9施設）を活用して、再生可能エネルギーに関する学習機会の拡充や情報発信等を行っています。

<令和5年度実績>

- ・視 察 受 入 等：9団体、164 名
- ・会議開催・参加等：4回、9,584 名

<福島市次世代エネルギーパーク計画関連施設>



2. 水素を中心としたエネルギーの効果的な活用

事業者や行政等が一体となって福島市を中心とする地域における水素社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、福島市水素社会実現推進協議会において水素社会に関する意見交換を行ったほか、水素エネルギーに関する普及啓発イベントを実施しました。

また、福島市のゼロカーボンシティの実現に向けた今後の更なる再生可能エネルギー・水素の利活用促進とそれに関連した課題解決を図ることを目的に福島大学との連携協定を締結しました。

3. 域外エネルギーの利用促進

福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）で製造された浪江町産の水素の供給を受け、令和6年度完成予定の（仮称）市民センター等で利用するため、関係機関と協議を行いました。



福島市水素社会実現推進協議会の様子



福島大学との連携協定締結の様子

【目標（指標）】

	基準値	実績値	目標値		令和5年度 目標に対する 進捗率	評価
	令和元年度	令和5年度	令和5年度	令和12年度		
エネルギー自給率（電力）	30.8%	46.5%	46.7%	63.0%	99%	B
水素利活用・製造・貯蔵 施設数（純水素に限る。モビリティを除く。）	2施設	2施設	2施設	5施設	100%	A
地域新電力事業者数	1社	1社	1社	3社	100%	A
水素調達・供給拠点数	1箇所	2箇所	1箇所	3箇所	100%	A

本計画は環境基本計画における地球温暖化対策分野の個別計画であることから、目標（指標）により計画の進捗状況を把握し、定期的に評価・分析を行います。

<目標（指標）の進捗状況>

環境基本計画の進行管理指標と同様に、令和元年度を基準に進捗率を算出します。（P4参照）
 なお、年度ごとの目標値の設定は、目標値から基準値を差し引き、計画期間（10年）で除します。
 ただし、指標によってはこれに当てはまらない場合があります。

第3節 省エネルギー・省資源に向けた ライフ・ワークスタイルシフト

1. 交通・移動に関するシフト

国が実施するエコ通勤に県、民間事業者等と連携して取り組みを推進したほか、パークアンドライドや宅配便等の受け取りにおける再配達防止などの普及啓発を行いました。
中心市街地においては、「MOMORIN（ももりん）シェアサイクル事業」を実施し、自転車利用を推進しました。



福島駅東口のサイクルポート

2. 建物・住宅等に関するシフト

本市では、太陽光発電設備導入への助成に加え、令和3年度からはHEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）や家庭用蓄電池等への助成を行っています。

また、清水支所の建替について、省エネルギー設備や再生可能エネルギー発電設備、蓄電池などを導入し、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の認証（ニアリーゼブ）を取得した施設を整備しました。（令和5年10月建物完成、令和6年2月開所）



清水支所新庁舎



3. 廃棄物に関するシフト

ごみ減量化と資源循環を推進するため、令和5年度には、可燃ごみのうち約4割と排出割合の高い生ごみをターゲットに、食品ロス削減のためエコクッキングなどの実践的な取組を広めることができる人材である『食品ロス削減マイスター』を認定しました。また、店舗等から出る食品ロスを削減するためのフードシェアリングサービス『ふくしまタバスケ』を実施し、家庭や店舗等から排出される生ごみの削減に向けた啓発を行いました。



4. ライフ・ワークスタイルシフトを促す普及啓発・教育

快適な生活環境を維持した中で、我慢を強いることなく温室効果ガス削減に寄与していく新たなライフスタイルを提案し、省エネルギー・省資源の推進を図るため、窓ガラスや壁の遮熱・断熱を体感できるイベントを実施しました。

また、「ふくしま環境フェスタ」や「水素 day&再エネまつり」などの各種イベントにおいても、省エネ行動の促しを実施しました。



エコガラスデモカーを体験している様子

5. 省エネルギー・省資源に向けた市の率優先的な取組

市自身が事業者・消費者として、率先して環境保全に向けた取組を実行するため、ゼロカーボン市内率先計画に基づいて、省資源・省エネルギー・廃棄物減量等に取り組みました。

気温や業務内容に応じた服装勤務の実施やエレベーターの使用控えを推奨したほか、令和5年度は公用車の電動化によるガソリン使用量の削減のためEV車3台を導入しました。

【目標（指標）】

	基準値	実績値	目標値		令和5年度 目標に対する 進捗率	評価
	令和元年度	令和5年度	令和5年度	令和12年度		
鉄道乗車人員数 (年間)	3,808千人	3,052千人	3,800千人		0%	D
路線バス乗車人員数 (年間)	5,098千人	4,574千人	5,000千人		0%	D
住宅総数における二重 サッシ又は複層ガラス の設置割合	38.8%	38.8%	42.7%	52.0%	—	—
1人1日当たりの生活 系ごみ排出量(資源 物・集資源回収除く)	770g	612g	530g以下	530g以下 (令和7年度)	66%	C
事業系ごみ排出量	30,926t	29,557t	24,200t以下	24,200t以下 (令和7年度)	20%	D
環境に関するイベント 等の参加者数	1,605人	7,778人(累計) ※令和3~5年度	5,100人(累計) ※令和3~5年度	17,000人(累 計) 毎年1,700人以上	100%	A
本市の事務事業から排 出される温室効果ガス 排出量	71,204t-CO2	57,697t-CO2	64,186t-CO2	43,749t-CO2	100%	A

第4節 温室効果ガス吸収源の確保に向けた取組の推進

1. 森林等の保全・適正管理の推進

温室効果ガスの吸収源となる森林等を保全し適切に管理するため、森林環境譲与税を財源として、適切な森林整備を実施するとともに、木材の普及啓発等の推進を図りました。

「人の生活や環境と森林の関係」について、理解と関心を深めてもらうため、「木材市場」の見学や丸太切り等を実施し、地球温暖化防止への意識向上を図りました。



「道の駅ふくしま」に隣接する屋内こども遊び場「もも Rabi キッズパーク」内の木製遊具

2. 都市緑化等の推進

身近な生活環境における緑化の推進は、温室効果ガスの吸収源としてはもちろん、ヒートアイランド現象の抑制や良好な景観の維持など様々な効果が期待されます。

壁面緑化等の取り組みを推進するため、植物によるグリーンカーテン事業を市役所本庁舎のほか、支所や学習センター、保育所等の各施設で行いました。

また、緑豊かなまちづくりについて広く市民の理解と協力を得るため、春と秋に緑化キャンペーンを開催し、緑化に関する相談、苗木の無料配布などを行いました。



グリーンカーテン（市役所本庁舎）

【目標（指標）】

	基準値	実績値	目標値		令和5年度 目標に対する 進捗率	評価
	令和元年度	令和5年度	令和5年度	令和12年度		
民有林整備面積	148.7ha	350.3ha	198.6ha	252ha	100%	A
一人当たり都市公園面積	11.65 m ²	12.09 m ²	11.8 m ²	12.37 m ²	100%	A
生垣設置事業補助対象 延長（累計）	6,819 m	7,005m	8,034m	8,845m	15%	D

第5節 気候変動を見据えた対策の推進

1. 農業、森林・林業分野における対策

気候変動による病虫害の頻発や栽培適地の移動などの影響を最小限にとどめるため、「環境保全型農業直接支払交付金」を活用することにより、環境保全型農業に取り組む農業者を支援しました。

また、気候変動への対応や農作物被害対策を強化するため、裂果防止や病虫害防除等において効果のある雨よけハウス等の果樹栽培施設等の新設・更新により品質の向上を図る果樹農家に対し、経費の一部を補助したほか、気候変動に伴う病虫害の蔓延を防ぐため、防除薬剤の共同購入に対し支援を行いました。

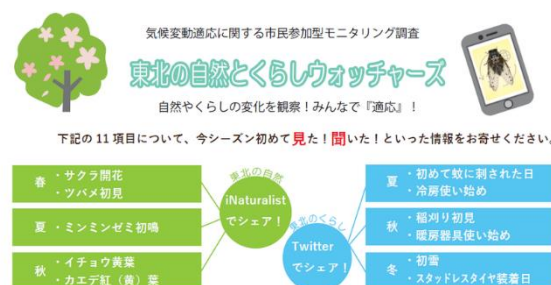
2. 水環境・水資源分野における対策

阿武隈川支流の17河川23地点で水質調査を実施しました。

また、地球温暖化に起因する降雪量の減少に伴い、農業かんがい期における水不足の影響が懸念されていることから、気候変動適応東北広域協議会雪分科会において、広域アクションプランの自治体への実装のため、行政機関や学識経験者等と意見交換を行い、適応策実装の課題やノウハウの共有を図りました。

3. 自然生態系分野における対策

気候変動が植物に与える影響を調べるため、気候変動適応東北広域協議会生物季節分科会と共同で、生物季節観測（桜の開花日、カエデ紅葉日、イチョウ黄葉日）を行い、データを収集しました。あわせて市民参加型モニタリング調査を合同で実施しました。



出典：市民参加型モニタリング調査（環境省）

4. 自然災害分野における対策

災害情報などを一元的に収集・表示する災害オペレーションシステムの運用を行うとともに、危機管理型水位計情報を迅速に把握するための機能を追加し、河川水位監視の更なる強化に努めました。

また、子ども達をはじめ、様々な世代が「気軽に楽しみながら防災について学ぶ」ことを目的に、学校の運動会や授業、企業の訓練や地域のイベントに防災体験メニューを取り入れる「ぼうさい体験パッケージ」を実施し、防災意識の醸成や災害が発生した際の危機対応力の向上を図りました。

そのほか、大雨時に河川への雨水流出を抑制することを目的とした田んぼダム用排水柵の整備を進めており、令和5年度は16.3haの水田に57基設置しました。



ぼうさい体験パッケージの様子

5. 健康分野における対策

暑熱に対する注意喚起を図るため、熱中症の予防や対処方法等について、地域の健康教育教室等での周知啓発や、ホームページ、SNS及び市政だより等を活用し、情報発信を行いました。

また、感染症対策として、感染症だよりやホームページを活用し、蚊やダニ媒介感染症に関する情報提供（発生時の注意喚起、予防対策等）を行い、感染症の発生及びまん延の防止に努めました。

6. 産業・経済活動分野における対策

企業間及び産学連携の推進を図るとともに、ものづくり企業における新規取引の拡大や新たなビジネスの創出を図ることを目的として、「ふくしま産学官連携ビジネス交流会」を開催しました。



ふくしま産学官連携ビジネス交流会の様子

7. 都市生活分野における対策

令和4年4月に開業した「道の駅ふくしま」について、防災倉庫や非常用電源設備等の設置により、「広域防災拠点」の機能を兼ね備えた施設として整備しました。

また、令和5年度は、地震と大雨に伴う土砂崩れを想定した応急復旧訓練・避難広報訓練・救出救助訓練等実証訓練を災害時連携ふくしまタスクフォース（ライフライン関連）と行いました。

そのほか、本市では、他の自治体や企業・団体と災害時応援協定を締結し協力関係の構築を図りました。



災害時連携ふくしまタスクフォースによる訓練の様子

【目標（指標）】

	基準値	実績値	目標値		令和5年度 目標に対する 進捗率	評価
	令和元年度	令和5年度	令和5年度	令和12年度		
環境保全型農業直接支払 交付金対象面積	4,672 a	5,226 a	4,918 a	5,500 a	100%	A
民有林整備面積（再掲）	148.7ha	350.3ha	198.6ha	252ha	100%	A
河川の水温について10年移 動平均から2℃以内を維持し ている地点数	23/23	23/23	23/23	23/23	100%	A
市管理河川(110河川)河道掘 削/土砂浚渫の実施済数	0	53	12	40	100%	A
浸水深等標識(約440箇所)の 設置数	217	396	283	440	100%	A

第3章 ゼロカーボン庁内率先計画

第1節 計画の概要

1. 計画の位置付け

本計画は「福島市脱炭素社会実現実行計画」の事務事業編に位置づけられており、市の事務事業に伴う環境負荷の低減に取り組んでいます。なお、本計画の基準年度は、福島市脱炭素社会実現実行計画と同様に2013年度とします。

2. 計画の対象、目標

(1) 対象物質

二酸化炭素（CO₂）、一酸化二窒素（N₂O）、メタン（CH₄）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の4種類とします。

(2) 対象範囲

福島市役所のすべての組織・施設における事務事業を対象とします。（指定管理者制度により民間事業者が管理する施設を含む。）

(3) 計画の目標

市脱炭素社会実現実行計画(区域施策編)の改定に伴い、当計画の事務事業編にあたる本計画の削減目標を変更しました。本計画では、2030年度までに（1）「事務事業に係る温室効果ガス排出量」を2013年度比で55%削減、（2）「廃棄物処理等に係る温室効果ガス排出量」を2013年度比で39%削減、（3）「事務事業から生じる用紙類使用量及び廃棄物排出量」については用紙類使用量を2013年度比で55%削減、廃棄物排出量を2013年度比で39%削減することを目標としています。

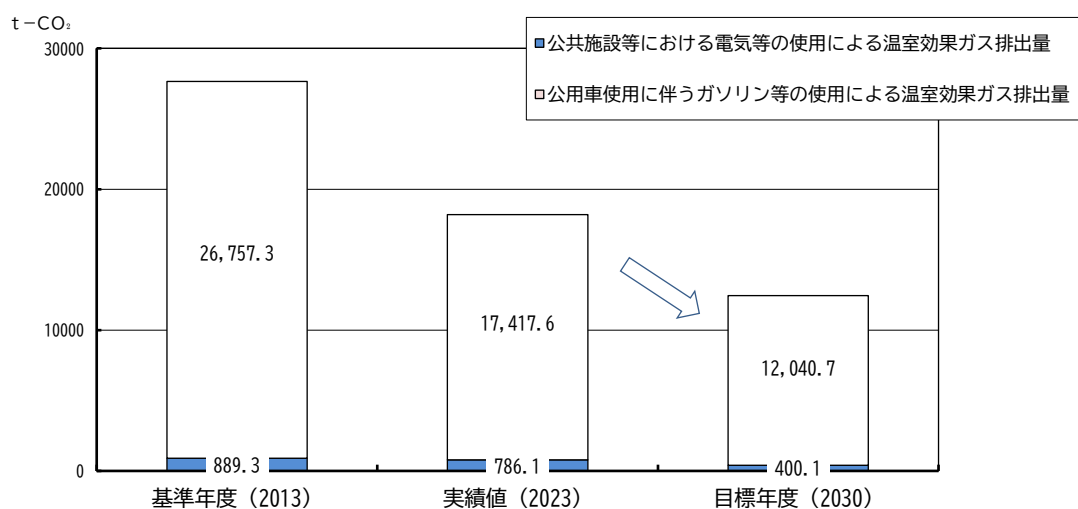
第2節 排出量等の状況

1. 事務事業に係る温室効果ガス排出量（CO₂換算）

	基準値 2013年度	実績値 2023年度	目標値 2030年度	削減率	進捗率
事務事業に係る 温室効果ガス排出量の計（t-CO ₂ ）	27,646.6	18,203.7	12,440.9	-34.2%	62%
公用車使用に伴う ガソリン等の使用による 温室効果ガス排出量（t-CO ₂ ） ※1	889.3	786.1	400.1	-11.6%	21%
公共施設等における 電気等の使用による 温室効果ガス排出量（t-CO ₂ ） ※2	26,757.3	17,417.6	12,040.7	-34.9%	63%

※1：エネルギー起源CO₂（ガソリン、軽油使用による排出）、メタン・一酸化二窒素（自動車走行による排出）、ハイドロフルオロカーボン（カーエアコンの使用による排出）の計

※2：エネルギー起源CO₂（電気、灯油、A重油、LPガス、都市ガスの使用による排出）の計



○エネルギー（燃料・電気）の使用量

		基準年度 2013年度	実績値 2023年度	削減率 (基準年度比)
燃料 使用 量	ガソリン (ℓ)	256,726.0	228,122.4	-11.1%
	灯油 (ℓ)	1,014,122.3	453,069.3	-55.3%
	軽油 (ℓ)	101,966.6	90,930.9	-10.8%
	A重油 (ℓ)	642,472.0	398,935.0	-37.9%
	L P ガス (m ³)	165,089.0	133,595.6	-19.1%
	都市ガス (m ³)	853,389.2	875,909.0	2.6%
電気使用量 (kWh)		33,006,126.9	25,953,939.6	-21.4%

(1) 燃料使用量

燃料のうち、灯油使用量は45万3,069.3リットルであり、基準年度比で55.3%削減しました。

市内小中学校へのエアコン導入に伴うストーブ使用の減少や 2019 年度より斎場で灯油を使用しなくなったことなどが理由として考えられます。

(2) 電気使用量

系統電力から購入した電気使用量は2,595万3,939.6kWhで、基準年度比で21.4%削減しました。

複数の本庁舎以外の施設や指定管理施設において、あらかわクリーンセンターのごみ発電を使用した電力契約に変更していることが理由として考えられます。

2. 廃棄物処理等に係る温室効果ガス排出量

	基準値 2013年度	実績値 2022年度	目標値 2030年度	削減率	進捗率
廃棄物処理等に係る 温室効果ガス排出量 (t-CO ₂) ※	51,324.0	39,493.0	31,307.6	-23.1%	59%

※非エネルギー起源CO₂（一般廃棄物の焼却による排出）、メタン・一酸化二窒素（一般廃棄物の焼却、下水道処理、し尿処理による排出）の計

廃棄物処理等に係る温室効果ガス排出量は39,493.0t-CO₂となり、基準年度比で23.1%の削減となりました。一般廃棄物の焼却において、廃プラスチックごみの焼却量が減少したことが理由として考えられます。

3. 事務事業から生じる用紙類使用量及び廃棄物排出量

	基準値 2013年度	実績値 2023年度	目標値 2030年度	削減率	進捗率
事務事業から生じる 用紙類使用量 (枚)	40,732,706	23,047,542	18,329,717	-43.4%	79%
事務事業から生じる 廃棄物排出量 (kg)	612,640.0	500,892.9	373,710.4	-18.2%	47%

市役所全体における用紙類使用量は2,304万7,542枚となり、基準年度比で43.4%の削減となりました。

BPRや内製システムの活用、文書管理システム（書類のデータ化、電子決裁など）の運用により、全庁的にペーパーレス化が浸透しています。

市役所全体における廃棄物排出量は50万892.9kgとなり、基準年度比で18.2%の削減となりました。

本市主催のイベントにおいて、廃棄物の分別や減量化などに努めたことや、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用したことなどが理由として考えられます。

4. グリーン購入に関する達成状況

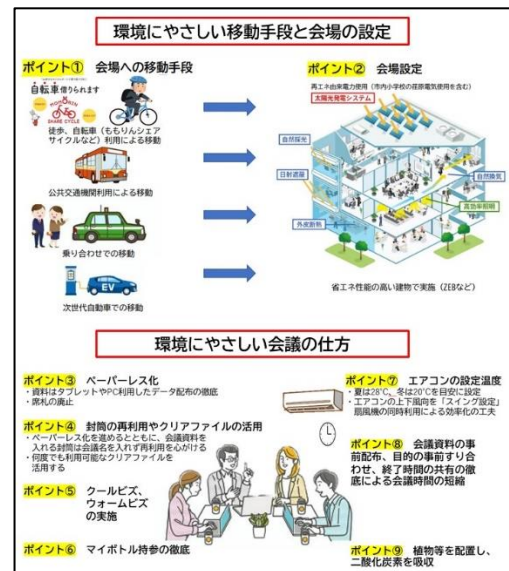
本市では「福島市グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達の推進を図っています。令和5年度のグリーン購入率は85.8%となり、基準年度と比べ1.6%上昇しました。

第3節 取組状況

本市では「全ての職員による率先したエコ活動の実践」を基本方針として取り組んでおり、主な取組を記載します。

1. 環境負荷低減に向けたエコ活動の実践

- ・クールビズやウォームビズ期間を設定せず、ノーネクタイやノージャケット等、気温や業務内容に応じた服装勤務を通年で実施したほか、エレベーターの使用を控え、階段の利用を推奨するなどし、電気使用量の削減に取り組みました。
- ・事務のICT化を進め、BPRや内製システムの活用、文書管理システム（書類のデータ化、電子決裁など）の運用により、ペーパーレス化を推進しました。
- ・ゼロカーボン様式の会議（会場への移動手段や会場設定、開催形式の見直しなど）を示しました。
- ・ウェブ会議システムを活用するなどし、移動に伴うエネルギー使用量の削減に努めました。



ゼロカーボン様式会議
～環境にやさしい会議のあり方のご提案～

2. 環境負荷低減のための施設マネジメント

- ・清水支所の建替について、省エネルギー設備や太陽光発電設備（25kW）、蓄電池（11kWh）などを導入し、本市の公共施設で初めてZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の認証（ニアリーゼバ）を取得した施設を整備しました。（令和5年10月建物完成、令和6年2月開所）
- ・本市の公共施設（59箇所）にゴーヤの苗を配布し、グリーンカーテンによる公共施設の緑化を推進しました。



清水支所新庁舎

3. グリーン購入の推進

令和5年度は、3台の公用車を電気自動車へ置き換えました。

なお、当該車両には、あらかわクリーンセンターのごみ焼却熱を利用して発電されたグリーンな電力を供給しています。



ごみ焼却熱発電による電力を利用した電気自動車

第4章 環境監視調査結果

第1節 大気汚染

1. 大気汚染常時監視結果

本市では、一般環境大気測定局として南町測定局、森合測定局及び古川測定局、自動車排出ガス測定局として松浪町測定局を設置し、4つの測定局で大気汚染状況の常時監視を行っています。

測定が行われた、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質(SPM)、一酸化炭素及び微小粒子状物質(PM2.5)について、環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントは環境基準が達成されていませんでした。しかし、光化学オキシダントについては、全国的な傾向と同様であり、光化学スモッグ注意報等の発令はありませんでした。

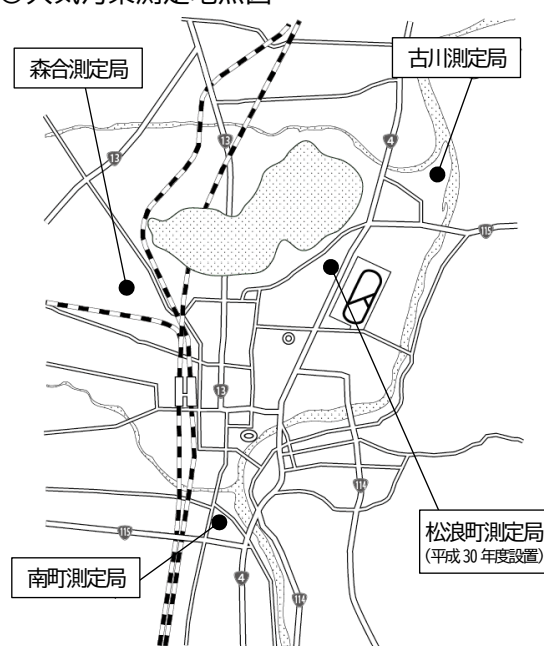
測定項目	項 目		測定局			
			南町局	森合局	古川局	松浪町局
二酸化硫黄	年平均値	(ppm)	0.000	0.000	－	－
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	－	－
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0	－	－
一酸化炭素	年平均値	(ppm)	－	－	－	0.1
	8時間値が20ppmを超えた回数	(回)	－	－	－	0
	日平均値が10ppmを超えた日数	(日)	－	－	－	0
浮遊粒子状物質	年平均値	(mg/m³)	0.015	0.009	0.010	0.011
	1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m³を超えた日数	(日)	0	0	0	0
光化学オキシダント ※	昼間の日最高1時間値の月間平均値	(ppm)	0.043	0.042	0.047	－
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	(時間)	131	61	19	－
	昼間の1時間値の最高値	(ppm)	0.091	0.088	0.076	－
二酸化窒素※	年平均値	(ppm)	0.006	0.004	0.004	0.006
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0
微小粒子状物質	年平均値	(μg/m³)	－	7.1	8.3	－
	日平均値が35μg/m³を超えた日数	(日)	－	0	0	－

※森合局及び古川局の光化学オキシダントと松浪町局の二酸化窒素は機器故障により、測定日数が250日に達しなかったので環境基準の判定対象外となった。

○環境基準達成状況

測定局	南町局	森合局	古川局	松浪町局
二酸化硫黄	○	○	—	—
一酸化炭素	—	—	—	○
浮遊粒子状物質	○	○	○	○
光化学オキシダント	×	(×)	(×)	—
二酸化窒素	○	○	○	(○)
微小粒子状物質	—	○	○	—
備考 光化学オキシダント：短期的評価 その他の項目：長期的評価 ○：環境基準を達成した項目 ×：環境基準を達成できなかった項目 () 付は、測定日数が250日以下の数値で判定した場合の結果				

○大気汚染測定地点図



2. 有害大気汚染物質等常時監視結果

(1) 有害大気汚染物質

令和5年度は、12種類の物質について、一般環境調査と沿道調査をそれぞれ市内1地点で実施しました。調査の結果、環境基準及び指針値を超過した物質はありませんでした。

測定項目	単位	測定結果(平均値)		環境基準、指針値等 (※1は指針値、※2は令和4年度常時監視全国平均値)
		一般環境 (桜木町)	沿道調査 (松浪町)	
ジクロロメタン	μg/m ³	0.60	—	1年平均値が 150 μg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	〃	0.0076	—	〃 200 μg/m ³ 〃
トリクロロエチレン	〃	0.055	—	〃 130 μg/m ³ 〃
ベンゼン	〃	0.53	0.56	〃 3 μg/m ³ 〃
塩化メチル	〃	1.1	—	1年平均値が 94 μg/m ³ 以下であること(※1)
1,2-ジクロロエタン	〃	0.075	—	〃 1.6 μg/m ³ 〃 (※1)
水銀及びその化合物	ng/m ³	1.6	—	〃 40 ng/m ³ 〃 (※1)
ニッケル化合物	〃	0.96	—	〃 25 ng/m ³ 〃 (※1)
1,3-ブタジエン	μg/m ³	—	0.029	〃 2.5 μg/m ³ 〃 (※1)
酸化エチレン	〃	0.063	0.062	一般環境0.061 μg/m ³ 、沿道0.068 μg/m ³ (※2)
トルエン	〃	2.4	2.8	一般環境4.6 μg/m ³ 、沿道6.2 μg/m ³ (※2)
ベンゾ[a]ピレン	ng/m ³	—	0.10	沿道0.15 ng/m ³ (※2)

(2) アスベスト

令和5年度は、市内2地点で一般環境大気中のアスベストのモニタリング調査を実施しました。

年間を通して、電子顕微鏡によるアスベストの同定が必要な総繊維数濃度(1本/Lを超える繊維数濃度)に達することはありませんでした。

(単位：本/L)

調査地点		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
桜木町	地点①	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
	地点②	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
注 測定結果には、アスベスト以外にも含む総繊維数濃度(本/L)を記載。“検出せず”は、検出下限値(0.056本/L)未満を意味する。総繊維数濃度が1本/Lを超えた場合は、顕著なアスベスト飛散が疑われるものとして、電子顕微鏡などにより、アスベストの存在を確認することとされている。(アスベストモニタリングマニュアル、環境省)														

3. 緊急時の対策について

市内で光化学オキシダント及び硫黄酸化物の濃度が上昇した場合には、「福島県大気汚染緊急時対策要綱」に基づき注意報、警報等が発令されることとなっていますが、令和5年度は発令されませんでした。

また、福島県内で微小粒子状物質(PM2.5)の濃度が上昇した場合には、福島県が策定した「PM2.5に係る対応について」に基づき福島県から「注意喚起」情報提供がなされ、本市においても「PM2.5に係る「注意喚起」情報提供を受けた際の対応マニュアル」に基づき、関係機関への情報提供や市民への広報を行うこととなっていますが、令和5年度は県内で「注意喚起」情報提供はありませんでした。

4. 大気汚染関係施設の届出状況

(1)大気汚染防止法に基づく特定施設

①ばい煙発生施設

(令和6年3月31日現在)

項番号	施 設 名	施設数
1	ボイラー	409
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉	8
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	5
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉	7
11	乾燥炉	3
12	製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	1
13	廃棄物焼却炉	5
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋇炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	1
施設数 計		439
事業所数計		183

②揮発性有機化合物排出施設

(令和6年3月31日現在)

項番号	施 設 名	施設数
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	1
施設数 計		1
事業所数計		1

③粉じん発生施設

(令和6年3月31日現在)

項番号	施 設 名	施設数
2	鉱物又は土石の堆積場	8
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	59
4	破碎機及び摩砕機	7
5	ふるい	10
施設数 計		84
事業所数計		8

(2)福島県生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設

(令和6年3月31日現在)

項番号	施 設 名	施設数
4	廃棄物焼却炉	6
施設数 計		6
事業所数計		4

(3)福島市公害防止対策条例に基づく粉じん発生施設

(令和6年3月31日現在)

項番号	施 設 名	施設数
7	鉱物、土石又はのこぎりくずの堆積場	7
施設数 計		7
事業所数計		7

5. 特定粉じん排出等作業の届出状況

令和5年度は、17件の特定粉じん排出等作業実施届出がありましたが、改善勧告や改善命令の対象となる案件はありませんでした。

令和2年度に公布された改正大気汚染防止法により、令和3年4月からすべての特定粉じん排出等作業が作業基準適用の対象となり、令和4年4月からは一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果の報告義務が課されるなど、規制が強化されました。

同改正法により、令和5年10月からは事前調査が行える者を有資格者に限定するなど、追加の規制も順次施行されます。

作業の種類	年 度		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
吹付石綿の除去作業（レベル1）	14	14	11
石綿を含有する断熱材・保温材の除去作業（レベル2）	7	13	6
計	21	27	17

※外壁塗材の除去作業は、法改正により令和3年4月1日より届出不要となった。

（令和2年度実績 23件）

第2節 水質汚濁

1. 公共用水域水質調査結果

令和5年度の公共用水域の水質調査は、阿武隈川支流の17河川23地点で実施し、そのうち8地点は福島県水質測定計画に基づき調査を実施しています。

環境基準及び準用基準（流入河川の水質環境基準を準用した基準）の達成率を有機汚濁の代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）75%水質値でみると、96%（令和4年度96%）でした。

市内の河川の水質汚濁の主な要因は、工場・事業場等からの排水及び一般家庭からの生活雑排水等であり、特に家庭からの生活排水が集約される河川についてこの傾向が強く見られます。

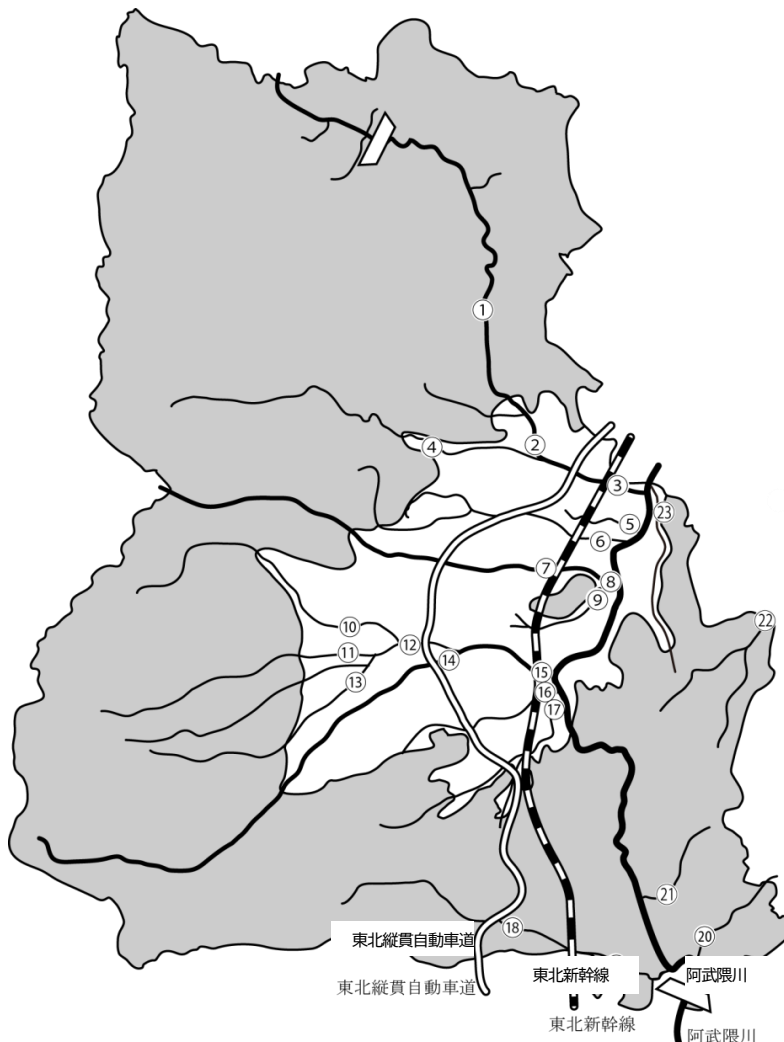
環境基準の達成率が100%になるなど、都市部やその近郊においては公共下水道の整備に伴う水質の改善が見られる一方で、公共下水道の整備が遅れている地域での水質汚濁が目立っています。

福島県水質測定計画に基づき調査を実施した8地点では、水生生物の保全に係る環境基準項目である全亜鉛、ノニルフェノール及びL A S（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）の調査を実施しました。

また、摺上川、松川及び濁川でカドミウム等の健康項目の調査を実施しました。環境基準値を超過して検出された項目はありませんでした。

なお、令和4年度より環境基準の「大腸菌群数」が「大腸菌数」に変更になりました。

○公共用水域水質調査地点図



No	水域名 (河川名)	測定地点
1		増沢橋
2	摺上川	十綱橋 ※
3		阿武隈川合流前 ※
4	小川	上小川橋
5	蛭川	上新田橋
6	八反田川	八反田橋 ※
7	松川	信夫大橋
8		阿武隈川合流前 ※
9	祓川	松川合流点前
10	天戸川	天戸橋
11	須川	須川橋 ※
12		館の下橋
13	鍛冶屋川	白津川合流点前
14	荒川	仁井田橋
15		信夫橋
16	大森川	濁川合流点前
17	濁川	大森川合流点前 ※
18	水原川	熊田橋
19		下藤内橋 ※
20	女神川	新鶴巻橋 ※
21	立田川	立田川橋
22	小国川	伊達市との境界
23	胡桃川	向瀬上駅付近

※ 福島県水質測定計画に基づく調査地点

(1) 公共用水域水質調査結果（総括表）

環境基準項目及び環境基準準用項目 数値 環境基準または準用基準を超過した項目

No	水域名 (河川名)	測定地点 (河川名)	水素イオン濃度 (pH)			生物化学的酸素要求量 (BOD : mg/L)				浮遊物質量 (SS : mg/L)			溶存酸素量 (DO : mg/L)			大腸菌数 (CFU/100mL)			化学的酸素要求量 (COD : mg/L)		
			最大	最小	平均	最大	最小	平均	75%値	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均
1	摺上川	増沢橋	7.2	7.0	7.1	1.0	<0.5	0.7	0.8	3	1	2	13.0	8.7	10.7	100	10	39	3.5	1.7	2.6
2		十綱橋 ※	7.4	6.9	7.1	1.3	<0.5	0.7	0.8	3	1	2	13.3	8.8	10.9	490	72	180	3.4	2.2	2.6
3		阿武隈川合流前 ※	7.2	7.0	7.1	1.1	<0.5	0.8	1.0	6	1	3	13.0	8.5	10.9	120	46	89	3.2	2.0	2.6
4	小 川	上小川橋	7.3	7.1	7.2	1.1	<0.5	0.6	0.6	4	<1	1	13.1	8.4	10.8	290	2	69	4.0	1.6	2.3
5	蛭 川	上新田橋	7.6	7.2	7.3	2.0	0.8	1.3	1.6	19	2	8	12.8	8.9	10.6	1,600	250	940	4.1	2.0	3.0
6	八反田川	八反田橋 ※	7.1	6.8	7.0	2.0	0.5	1.0	1.2	14	1	5	12.8	8.5	10.4	3,100	59	650	3.3	1.2	2.3
7	松 川	信夫大橋	6.8	5.8	6.3	0.9	<0.5	0.6	0.5	19	<1	5	12.3	8.1	10.2	130	<1	21	1.2	<0.5	0.8
8		阿武隈川合流前 ※	6.9	6.0	6.6	0.7	<0.5	0.5	0.5	12	1	4	12.4	8.3	10.3	110	<1	23	1.0	<0.5	0.7
9	祓 川	松川合流点前	7.6	7.1	7.2	0.8	<0.5	0.5	0.5	6	<1	2	11.8	8.6	10.2	200	30	87	1.4	0.5	0.8
10	天戸川	天戸橋	7.2	7.0	7.1	0.7	<0.5	0.5	0.5	2	<1	1	13.3	8.8	10.9	360	12	120	1.5	0.6	1.0
11	須 川	須川橋 ※	3.5	3.4	3.4	0.8	<0.5	0.5	<0.5	11	<1	2	12.5	8.2	10.3	1	<1	1	1.1	<0.5	0.8
12		館の下橋	5.9	4.5	4.8	0.6	<0.5	0.5	<0.5	10	2	6	12.3	8.7	10.3	2	<1	1	1.1	<0.5	0.8
13	鍛冶屋川	白津川合流点前	7.7	7.2	7.4	1.1	<0.5	0.7	0.8	7	1	4	12.7	8.6	10.4	15,000	50	1,700	1.6	0.6	1.2
14	荒 川	仁井田橋	7.6	7.1	7.3	1.9	<0.5	0.7	0.6	27	<1	3	12.9	9.2	10.7	75	15	43	1.6	<0.5	0.9
15		信夫大橋	6.8	6.2	6.5	0.9	<0.5	0.5	<0.5	14	9	12	12.3	8.9	10.5	830	1	100	1.3	0.5	0.9
16	大森川	濁川合流点前	7.6	7.1	7.3	1.8	0.6	1.2	1.5	8	1	4	11.9	8.6	10.5	2,700	330	1,100	3.2	1.6	2.3
17	濁 川	大森川合流点前 ※	7.4	7.1	7.2	3.7	0.8	2.2	2.3	28	2	8	11.9	7.5	9.8	1,700	260	660	7.1	3.1	4.5
18	水原川	熊田橋	7.5	7.2	7.4	1.4	<0.5	0.7	0.7	9	<1	3	12.9	8.1	10.6	600	42	180	3.1	1.0	1.8
19		下藤内橋 ※	8.5	7.1	7.5	2.3	0.5	1.1	1.5	17	1	6	13.0	8.1	10.7	1,200	100	410	6.4	1.7	3.3
20	女神川	新鶴巻橋 ※	8.1	7.5	7.8	2.9	0.9	1.7	1.9	24	1	4	13.7	7.6	10.9	1,600	200	720	7.1	3.5	4.8
21	立田川	立田川橋	8.2	7.6	7.8	4.7	0.5	1.6	1.6	14	1	4	13.0	8.2	10.7	710	37	260	6.7	2.8	4.5
22	小国川	伊達市との境界	8.0	7.4	7.7	4.2	<0.5	1.2	1.3	18	<1	6	13.7	8.3	11.0	570	13	250	4.9	2.3	3.5
23	胡剥川	向瀬上駅付近	7.7	7.3	7.5	8.2	1.4	4.0	5.3	18	1	8	11.2	7.1	8.7	6,800	180	1,700	9.7	4.5	6.4

注1 ※は、県の測定計画に基づく調査地点

注2 BODは年間の測定値の75%水質値、その他の項目は年間の測定値の算術平均値

(2) 公共用水域水質調査結果（経年変化）

環境基準項目及び環境基準準用項目 数値 環境基準または準用基準を超過した項目

No	水域名 (河川名)	測定地点 (河川名)	水素イオン濃度 (pH)			生物化学的酸素要求量 (BOD : mg/L)			浮遊物質量 (SS : mg/L)			溶存酸素量 (DO : mg/L)			大腸菌数 (CFU/100mL) ※ [R3は大腸菌群数 (MPN/100mL)]			化学的酸素要求量 (COD : mg/L)		
			R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3*	R4	R5	R3	R4	R5
1	摺上川	増沢橋	7.1	7.1	7.1	0.7	0.7	0.8	2	1	2	11.0	11.0	10.7	3,100	43	39	2.2	2.2	2.6
2		十綱橋 ※	7.1	7.1	7.1	0.9	0.7	0.8	3	7	2	11.2	11.0	10.9	4,700	260	180	2.4	2.4	2.6
3		阿武隈川合流前 ※	7.2	7.1	7.1	0.9	0.8	1.0	4	3	3	11.5	11.2	10.9	5,500	110	89	2.3	2.3	2.6
4	小 川	上小川橋	7.1	7.1	7.2	0.5	0.5	0.6	2	3	1	11.3	11.0	10.8	3,200	92	69	1.9	2.0	2.3
5	蛭 川	上新田橋	7.2	7.2	7.3	2.0	1.5	1.6	11	9	8	11.1	10.6	10.6	130,000	1,100	940	3.1	2.9	3.0
6	八反田川	八反田橋 ※	6.9	6.9	7.0	1.1	0.9	1.2	9	7	5	10.6	10.7	10.4	22,000	1,100	650	2.1	2.1	2.3
7	松 川	信夫大橋	6.1	6.3	6.3	<0.5	<0.5	0.5	4	4	5	10.5	10.5	10.2	850	92	21	0.8	0.7	0.8
8		阿武隈川合流前 ※	6.3	6.5	6.6	<0.5	<0.5	0.5	4	4	4	10.7	10.6	10.3	610	33	23	0.7	0.7	0.7
9	祓 川	松川合流点前	7.1	7.2	7.2	0.5	0.6	0.5	2	2	2	10.4	10.3	10.2	15,000	140	87	1.0	0.8	0.8
10	天戸川	天戸橋	7.1	7.1	7.1	0.5	<0.5	0.5	1	1	1	11.1	11.1	10.9	1,900	96	120	1.0	0.9	1.0
11	須 川	須川橋 ※	3.5	3.5	3.4	<0.5	<0.5	<0.5	1	1	2	10.7	10.6	10.3	60	3	1	0.8	0.8	0.8
12		館の下橋	4.8	4.9	4.8	<0.5	<0.5	<0.5	7	7	6	10.7	10.5	10.3	64	3	1	0.9	0.8	0.8
13	鍛冶屋川	白津川合流点前	7.3	7.3	7.4	0.8	0.6	0.8	7	6	4	10.7	10.3	10.4	18,000	980	1,700	1.1	0.9	1.2
14	荒 川	仁井田橋	7.3	7.2	7.3	0.6	0.5	0.6	4	2	3	11.0	10.6	10.7	3,000	52	43	0.8	0.8	0.9
15		信夫大橋	6.4	6.6	6.5	0.5	<0.5	<0.5	12	12	12	10.6	10.5	10.5	1,100	55	100	0.9	0.9	0.9
16	大森川	濁川合流点前	7.3	7.4	7.3	1.5	1.7	1.5	6	7	4	10.7	10.6	10.5	22,000	900	1,100	2.1	2.3	2.3
17	濁 川	大森川合流点前 ※	7.2	7.2	7.2	2.4	2.5	2.3	10	13	8	10.1	9.7	9.8	47,000	890	660	3.5	4.6	4.5

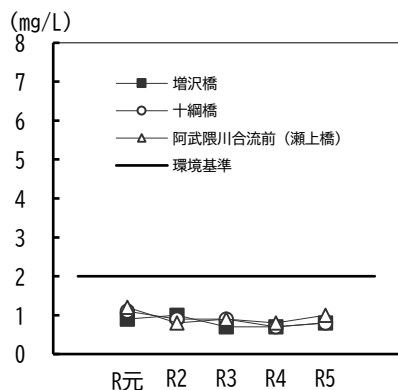
No	水域名 (河川名)	測定地点 (河川名)	水素イオン濃度 (pH)			生物化学的酸素要求量 (BOD : mg/L)			浮遊物質量 (SS : mg/L)			溶存酸素量 (DO : mg/L)			大腸菌数 (CFU/100mL) ※ [R3は大腸菌群数 (MPN/100mL)]			化学的酸素要求量 (COD : mg/L)		
			R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3*	R4	R5	R3	R4	R5
18	水原川	熊田橋	7.3	7.3	7.4	0.6	0.9	0.7	7	7	3	10.9	10.5	10.6	<u>14,000</u>	900	180	1.6	1.7	1.8
19		下藤内橋 ※	7.3	7.5	7.5	1.3	1.5	1.5	7	11	6	11.0	10.8	10.7	<u>1,1000</u>	480	410	2.7	2.7	3.3
20	女神川	新鶴巻橋 ※	7.7	7.8	7.8	2.5	2.1	1.9	6	4	4	10.9	10.6	10.9	<u>33,000</u>	<u>1,200</u>	720	3.9	4.4	4.8
21	立田川	立田川橋	7.7	7.8	7.8	2.1	1.8	1.6	4	3	4	11.1	10.6	10.7	<u>38,000</u>	290	260	3.8	4.0	4.5
22	小国川	伊達市との境界	7.5	7.7	7.7	0.9	0.9	1.3	5	7	6	10.7	11.1	11.0	<u>19,000</u>	300	250	2.7	2.9	3.5
23	胡淵川	向瀬上駅付近	7.5	7.5	7.5	<u>3.1</u>	<u>6.0</u>	<u>5.3</u>	9	9	8	9.7	9.3	8.7	<u>33,000</u>	1,000	<u>1,700</u>	4.4	5.8	6.4

注1 ※は、県の測定計画に基づく調査地点

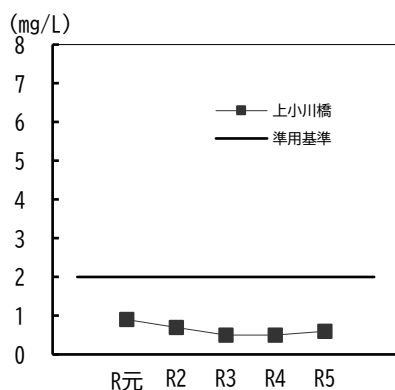
注2 BODは年間の測定値の75%水質値、その他の項目は年間の測定値の算術平均値

○BOD 75%水質値経年変化図

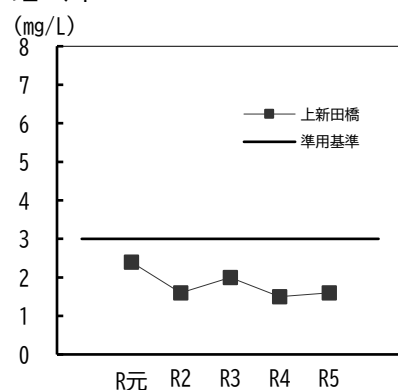
摺上川



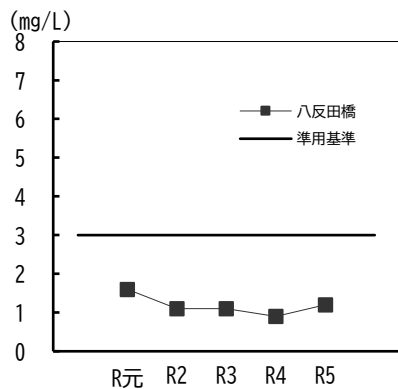
小 川



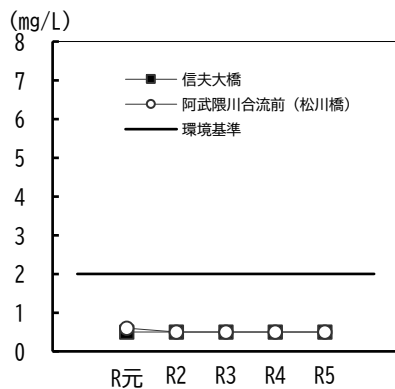
蛭 川



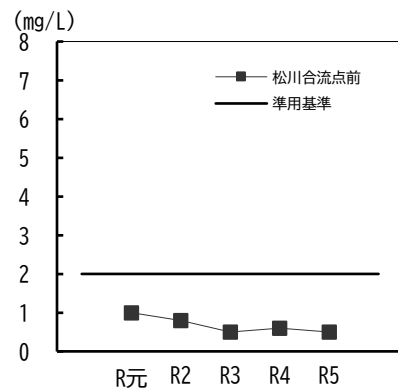
八反田川



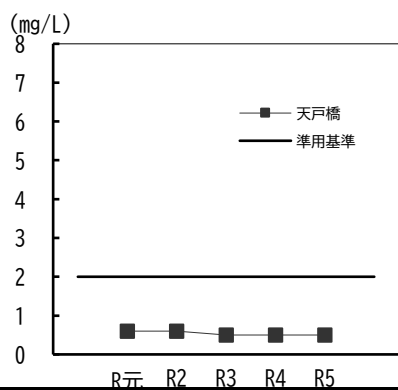
松 川



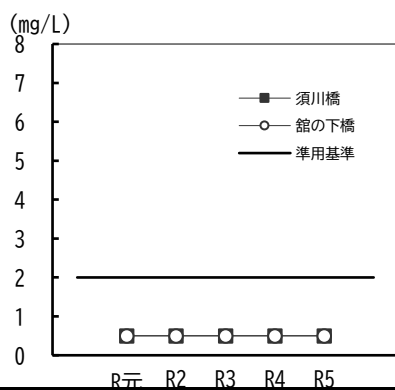
祓 川



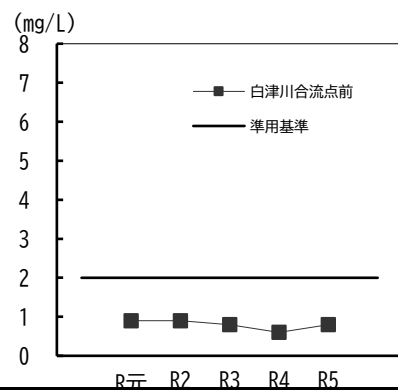
天戸川



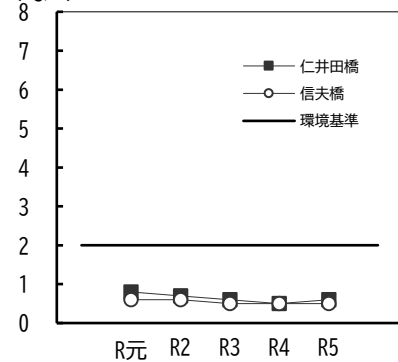
須 川



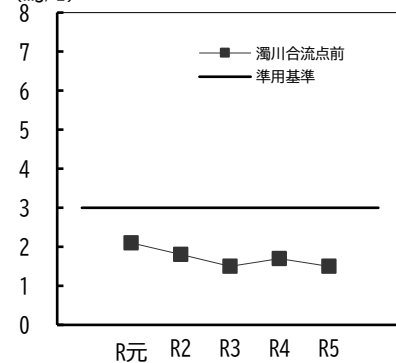
鍛冶屋川



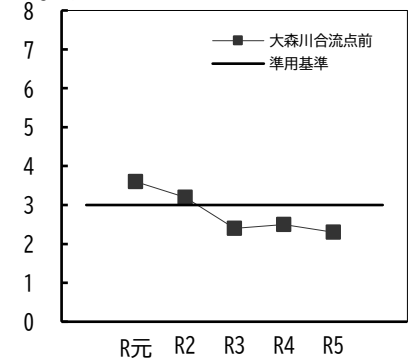
荒 川
(mg/L)



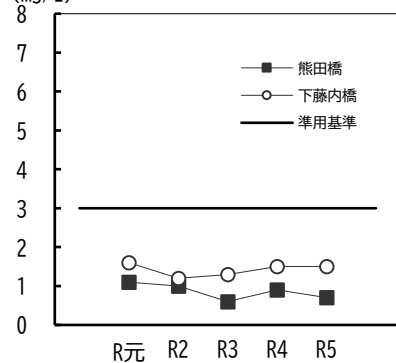
大森川
(mg/L)



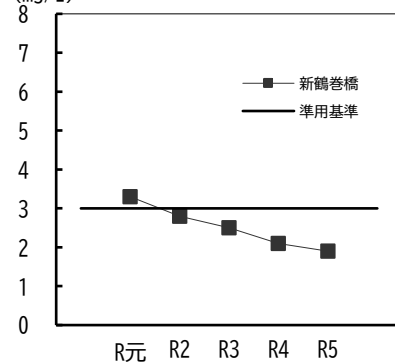
濁 川
(mg/L)



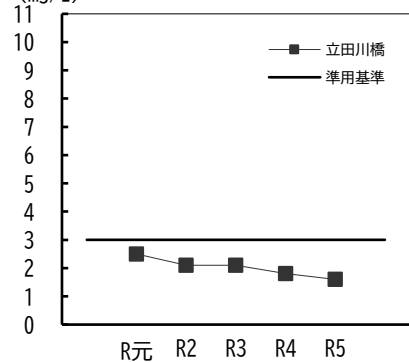
水原川
(mg/L)



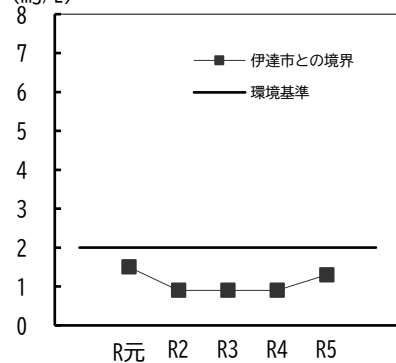
女神川
(mg/L)



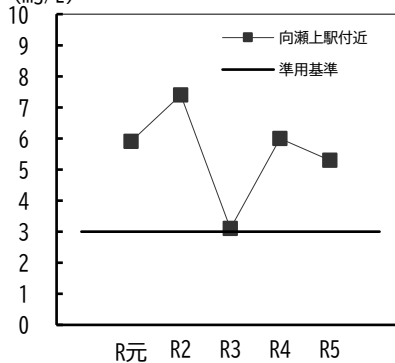
立田川
(mg/L)



小国川
(mg/L)



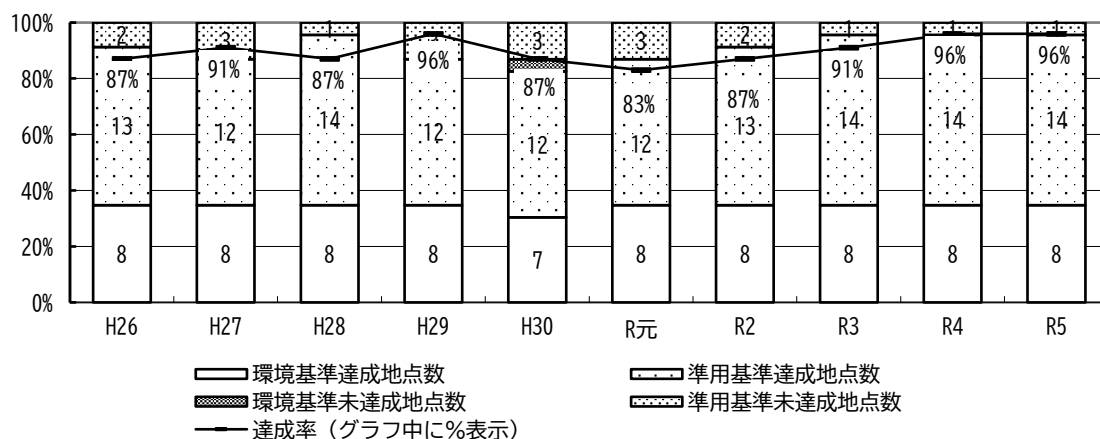
胡桃川
(mg/L)



(3) 公共用水域水質調査結果における環境基準及び準用基準の達成率

項 目		水素イオン濃度 (pH)			生物化学的酸素要求 量 (BOD)			浮遊物質量 (SS)			溶存酸素量 (DO)			大腸菌数 (R3は大腸菌群数)			計		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5
環境基準設定地点数 (A)		4	4	4	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	36	36	36
基準準用地点数 (B)		10	10	10	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	70	70	70
地 点 数 計 (C)		14	14	14	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	106	106	106
環境基準達成地点数 (a)		4	4	4	8	8	8	8	8	8	8	8	8	2	8	8	30	36	36
準用基準達成地点数 (b)		10	10	10	14	14	14	15	15	15	15	15	15	2	11	12	56	65	66
達成地点数計 (c)		14	14	14	22	22	22	23	23	23	23	23	23	4	19	20	86	101	102
環境基準達成率 (a/A%)		10 0	10 0	10 0	10 0	10 0	10 0	10 0	10 0	10 0	10 0	10 0	10 0	25 0	10 0	10 0	83	100	100
準用基準達成率 (b/B%)		10 0	10 0	10 0	93	93	93	10 0	10 0	10 0	10 0	10 0	10 0	13	73	80	80	93	94
達成率 (c/C%)		10 0	10 0	10 0	96	96	96	10 0	10 0	10 0	10 0	10 0	10 0	17	83	87	81	95	96

○環境基準及び準用基準の達成率 (BOD75%水質値)



2. 地下水水質調査結果

令和5年度は、福島県水質測定計画に基づき、概況調査（ローリング方式）を1地点、概況調査（定点方式）を2地点、継続監視調査を30地点で実施しました。

○ 地下水水質調査結果（概要）

調査結果			調査区分		概況調査		継続監視調査	汚染井戸周辺地区調査	計		
			ローリング方式	定点方式							
調査地点数			1		2		30	0	33		
調査結果の内訳及び地点数			汚染されていない		0		2	10	0	12	
			環境基準値以下		1		0	17	0	18	
			環境基準値超過		0		0	3	0	3	
			内訳	新たに超過		(0)		(0)	(0)	(0)	(0)
				飲用井戸		(0)		(0)	(0)	(0)	(0)
概況調査（ローリング方式）： 県内を10km四方のメッシュに区分し、各メッシュから1地点を選定して調査を実施する。平成20年度までは「メッシュ調査」の名称で実施。											
概況調査（定点方式）： 有害物質を使用又は製造している工場・事業場の構内にある井戸又はその周辺の井戸で調査を実施する。平成20年度までは「有害物質使用等工場・事業場周辺調査」の名称で実施。											
継続監視調査： 過去に汚染が認められた地点で継続して調査を実施する。平成20年度までは「定期モニタリング調査」の名称で実施。											

（1）概況調査（ローリング方式）、汚染井戸周辺地区調査

概況調査（ローリング方式）を実施した泉地区で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されましたが、環境基準値内でした。
 そのほかの項目は検出されませんでした。

○地下水水質調査結果（概況調査[ローリング方式]）

（単位：mg/L）

No. 測定地点(地区)名	測定項目	測定値	その他
54 泉	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.0 環境基準 10mg/L以下	その他の測定項目について、いずれも検出せず 測定項目：カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサソ

（2）概況調査（定点方式）

有害物質を使用または製造をしている工場等の周辺の井戸において概況調査（定点方式）を実施しましたが、汚染物質は検出されませんでした。

○地下水水質調査結果（概況調査[定点方式]）

（単位：mg/L）

No.	測定地点(地区)名	PCB	ジクロロメタン	塩化ビニルモノマー	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ふっ素	ほう素
1	北中央											<0.08	<0.02
2	松川町	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005		

(3) 継続監視調査

継続監視調査を実施した30地点のうち、3地点で汚染物質が環境基準値を超えて検出されましたが、新たに環境基準値を超えて検出された地点はありませんでした。

○地下水水質調査結果（継続監視調査）

(単位：mg/L)

No.	測定地点(地区)名	総水銀	ジクロロメタン	塩化ビニルモノマー	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
1	笹木野周辺地区							<0.0005		<0.001	<0.0005	
2	渡利周辺地区1			<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	
3	渡利周辺地区2			<0.0002	<0.0004	<0.002	0.005	<0.0005	0.0043	<0.001	<u>0.042</u>	
4	渡利周辺地区3							<0.0005		<0.001	<0.0005	
5	瀬上町Ⅰ周辺地区1			<0.0002	<0.0004	<0.002	0.020	<0.0005	<u>0.020</u>	0.007	<u>0.18</u>	
6	瀬上町Ⅰ周辺地区3		<0.002	0.0016	<0.0004	<0.002	0.035	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	
7	瀬上町Ⅰ周辺地区4							<0.0005		<0.001	<0.0005	
8	上鳥渡周辺地区1							<0.0005		<0.001	0.0005	
9	上鳥渡周辺地区2			<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	0.0014	
10	上鳥渡周辺地区3							<0.0005		<0.001	0.0011	
11	上鳥渡周辺地区4							<0.0005		<0.001	<0.0005	
12	郷野目周辺地区1	欠測										
13	郷野目周辺地区2			<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	
14	郷野目周辺地区3			<0.0002	<0.0004	<0.002	0.006	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	
15	郷野目周辺地区4			<0.0002	<0.0004	<0.002	0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	
16	佐倉周辺地区			<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	0.001	<0.0005	
17	泉Ⅰ周辺地区1			<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	0.0025	
18	泉Ⅰ周辺地区2	欠測	井戸廃止									
19	泉Ⅰ周辺地区3							<0.0005		<0.001	0.0033	
20	笹谷Ⅰ周辺地区1							<0.0005		<0.001	0.0039	
21	笹谷Ⅰ周辺地区2			<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	0.0087	
22	笹谷Ⅰ周辺地区4							<0.0005		<0.001	<0.0005	
23	笹谷Ⅰ周辺地区5							<0.0005		<0.001	0.0013	
24	笹谷Ⅱ							<0.0005		<0.001	<0.0005	
25	飯野町明治Ⅰ			<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	
26	飯野町明治Ⅱ	<0.0005										
27	黒岩Ⅲ周辺地区1											5.1
28	黒岩Ⅲ周辺地区2											9.5
29	黒岩Ⅲ周辺地区3											<u>12</u>
30	岡島周辺地区1											10
31	岡島周辺地区2											7.8
32	岡島周辺地区3											3.5
	環境基準	検出されないこと	0.02以下	0.002以下	0.004以下	0.1以下	0.04以下	1以下	0.006以下	0.01以下	0.01以下	10以下

測定値：環境基準値を超過して検出された項目

3. 排水基準監視調査（水質汚濁発生源監視）

令和5年度は、水質汚濁防止法に基づく排水基準監視調査を78件（63事業場）で実施しました。そのうち1件（1事業場）で、排水基準不適合またはそのおそれがあり、それらの事業場に対しては、排水処理施設の改善及び維持管理を徹底するよう、行政指導を行いました。

また、福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく排水基準監視調査を14件（11事業場）で実施しましたが、排水基準不適合の事業場は、ありませんでした。

（1）特定事業場排水基準監視調査結果

（令和6年3月31日現在）

号番号	業種及び施設	特定 事業場数	規制対象 事業場数	立入事業場数		排水基準監視調査実施件数		
				事業場数	不適合数	件数	不適合数	不適合率(%)
1の2	豚房・牛房・馬房	33	0	—	—	—	—	—
2	畜産食料品	4	1	1	0	1	0	0.0
3	水産食料品	2	0	—	—	—	—	—
4	農産保存食料品	6	4	4	0	4	0	0.0
5	みそ・しょうゆ・調味料	9	1	1	0	1	0	0.0
8	パン・菓子・製あん	3	0	—	—	—	—	—
10	飲料	5	0	—	—	—	—	—
12	動植物油脂	1	0	—	—	—	—	—
16	めん類	5	2	2	0	2	0	0.0
17	豆腐・煮豆	95	1	1	0	2	0	0.0
18の2	冷凍調理食品	1	1	1	0	1	0	0.0
19	紡績・繊維製品	3	2	1	0	1	0	0.0
21の2	一般製材・木材チップ	0	0	—	—	—	—	—
22	木材薬品処理	2	0	—	—	—	—	—
23の2	新聞・出版・印刷・製版	14	0	—	—	—	—	—
32	有機顔料・合成染料	1	1	1	0	1	0	0.0
47	医薬品	2	1	1	0	1	0	0.0
51の2	ゴム製品製造	2	1	1	0	2	0	0.0
53	ガラス・ガラス製品	2	1	1	0	1	0	0.0
54	セメント製品	5	0	—	—	—	—	—
55	生コンクリート	11	1	1	0	1	0	0.0
61	鉄鋼	1	1	1	0	4	0	0.0
62	非鉄金属製造業	1	0	—	—	—	—	—
63	金属製品・機械器具	3	2	2	0	2	0	0.0
64の2	水道・工業用水道	1	1	1	0	1	0	0.0
65	酸・アルカリ表面処理	7	0	—	—	—	—	—
66	電気めっき	2	2	2	0	4	0	0.0
66の3	旅館	135	42	7	0	7	0	0.0
66の4	共同調理場	4	4	4	0	4	0	0.0
66の5	弁当仕出・製造	2	0	—	—	—	—	—
66の6	飲食店	8	2	1	0	1	0	0.0
67	洗たく	41	3	1	0	1	0	0.0
68	写真現像	12	2	—	—	—	—	—
69の2	中央卸売市場	1	0	—	—	—	—	—
70の2	自動車分解整備事業	4	0	—	—	—	—	—
71	自動式車両洗浄施設	125	1	1	0	4	0	0.0
71の2	科学技術の試験・研究機関	17	2	2	0	2	0	0.0
71の3	一般廃棄物の焼却処理施設	2	2	2	0	2	0	0.0
71の5	ジクロロメタンによる洗浄施設	1	1	1	0	1	0	0.0
72	し尿処理施設	20	20	20	1	25	1	4.0
73	下水道終末処理場	2	2	2	0	2	0	0.0
74	特定事業場排水の処理施設	1	1	—	—	—	—	—
計		596	105	63	1	78	1	1.3

*号番号は水質汚濁防止法施行令別表第1の特定施設の号番号。

*立入事業場数及び排水基準監視調査実施件数には、再調査分を再掲し、のべ数として計上した。

*特定施設が複数ある場合は、当該事業場の事業特性をより顕著に表すもののひとつを選択して計上した。

(2) 排水指定事業場排水基準監視調査結果

(令和6年3月31日現在)

号番号	業種及び施設	排水指定 事業場数	規制対象 事業場数	立入事業場数		排水基準監視調査実施件数		
				事業場数	不適合数	件 数	不適合数	不適合率(%)
3	電子部品・デバイス製造業	3	0	—	—	—	—	—
4	窯業・土石製品製造業	5	1	1	0	1	0	0.0
6	鉄道用車両の整備施設	1	0	—	—	—	—	—
7	コイン式洗車施設	13	0	—	—	—	—	—
8	一般廃棄物の最終処分場	3	3	3	0	3	0	0.0
9	産業廃棄物の最終処分場	6	6	6	0	10	0	0.0
11	ゴルフ場	1	1	0	0	0	0	0.0
計		32	11	10	0	14	0	0.0

*号番号は福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第20条の排水指定施設の号番号。

*立入事業場数及び排水基準監視調査実施件数には、再調査分を再掲し、のべ数として計上した。

*特定事業場に排水指定施設が設置されている場合は、のべ数として(1)と(2)に重複して計上した。

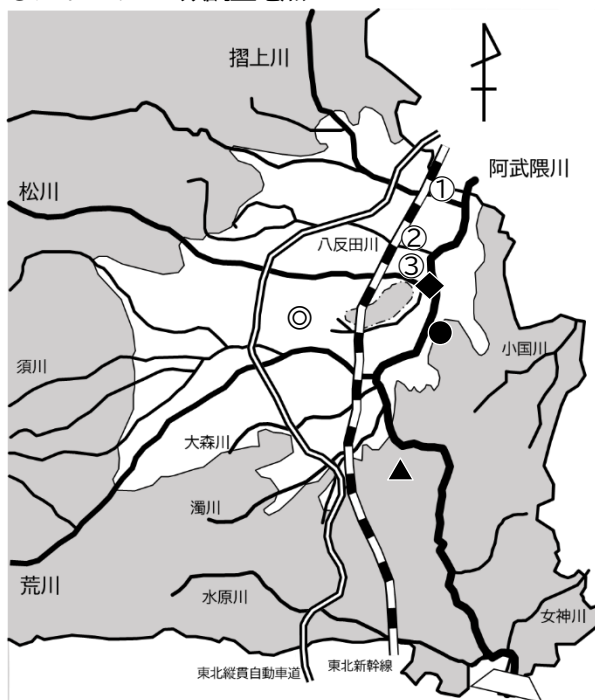
第3節 有害物質

1. ダイオキシン類調査結果

令和5年度は、一般環境調査について、大気1地点、水質・底質3地点、地下水1地点及び土壌1地点で実施しましたが、いずれの調査でも環境基準の超過はありませんでした。

また、発生源調査を1地点で実施しましたが、規制基準の超過はありませんでした。

○ダイオキシン類調査地点



項目	No.	調査地点名
大気	◆	信夫ヶ丘球場
水質 底質	①	摺上川(幸橋上流)
	②	八反田川(阿武隈川合流前)
	③	松川(松川橋上流)
地下水	◎	北中央地内
土壌	▲	蓬萊中央公園
発生源	●	福島市あぶくまクリーンセンター

(1) 大気調査結果

項目(単位)	調査地点	信夫ヶ丘球場	
		夏 季	冬 季
採取日		令和5年8月3日(木)～8月10日(木)	令和5年12月19日(火)～12月26日(火)
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³) (環境基準: 0.6 pg-TEQ/m ³)		0.0054	0.0055

(2) 水質調査結果

・採水日：令和5年8月30日（水）　・天候：晴（前日 晴一時雨）

項目（単位）	調査地点 摺上川 （幸橋上流）	八反田川 （阿武隈川合流前）	松 川 （松川橋上流）
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L) (環境基準：1.0pg-TEQ/L)	0.14	0.25	0.61
pH	7.5	7.0	6.8
SS (mg/L)	4.0	5.8	2.6
透視度 (cm)	>100	71	>100
水 温 (°C)	25.0	27.5	25.5
気 温 (°C)	30.0	31.0	30.5
色 相	無色	淡黄色	無色
臭 気	微藻臭	無臭	無臭

(3) 底質調査結果

・採水日：令和5年8月30日（水）　・天候：晴（前日 晴一時雨）

項目（単位）	調査地点 摺上川 （幸橋上流）	八反田川 （阿武隈川合流前）	松 川 （松川橋上流）
ダイオキシン類 (pg-TEQ/g-dry) (環境基準：150pg-TEQ/g-dry)	0.17	0.18	0.17
含水率 (wt.%)	0.7	0.7	1.1
強熱減量 (wt.% dry)	0.9	0.7	1.2
泥 質	小石混じり砂	小石混じり砂	小石混じり砂
泥 色	濃茶褐色	濃茶褐色	濃茶褐色
臭 気	微植物性臭気	微植物性臭気	無臭
泥 温 (°C)	26.0	30.0	29.0

(4) 地下水調査結果

項目（単位）	調査地点 北中央地内
採水日	令和5年8月30日（水）
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L) (環境基準：1.0 pg-TEQ/L)	0.034
水 温 (°C)	18.5

(5) 土壌調査結果

項目（単位）	調査地点 蓬萊中央公園
採取日	令和5年8月30日（水）
ダイオキシン類 (pg-TEQ/g) (環境基準：1,000 pg-TEQ/g)	0.0018
土 色	にぶい橙色

(6) 発生源調査結果

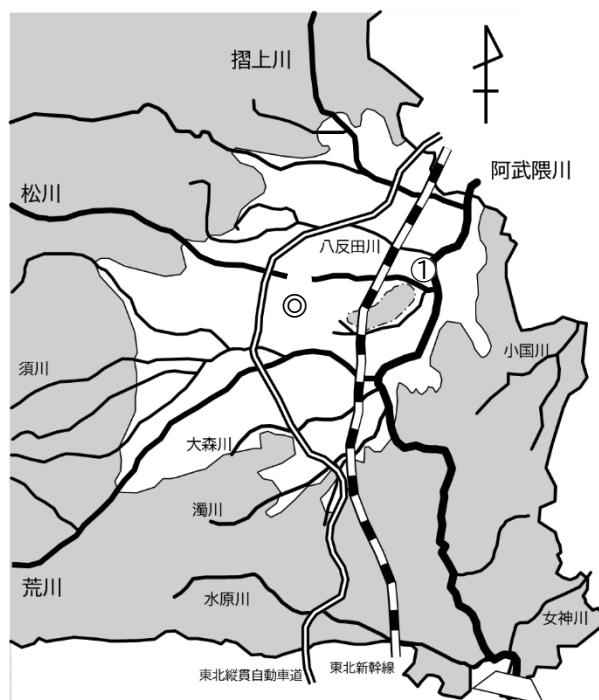
項目(単位)	調査地点
	福島市あぶくまクリーンセンター
採取日	令和5年11月28日(火)
ダイオキシン類 (ng-TEQ/ m ³) (規制基準: 0.1 ng-TEQ/m ³)	0
湿り排ガス量 (Nm ³ /h)	25,800
濁り排ガス量 (Nm ³ /h)	21,300
排ガス平均温度 (°C)	171
硫黄酸化物 (Nm ³ /h)	0.41
ばいじん (g/m ³)	0.0001
窒素酸化物 (ppm)	76
塩化水素 (mg/m ³)	10

2. その他の有害物質調査結果

直ちに環境基準項目とせずに引き続き知見の集積に努めるべきと判断される物質のうち、人の健康の保護に関する物質及び水生生物の保全に関連する物質として、令和2年にペタフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペタフルオロオクタン酸(PFOA)が追加されました。

令和5年度は、河川1地点、地下水1地点で調査を実施しましたが、いずれの調査でも指針値の超過はありませんでした。

PFOS及びPFOA調査地点



○調査結果

検体の区分	① 河川水	◎ 地下水
調査地点 項目（単位）	八反田川（阿武隈川合流前）	北中央地内
PFOA及びPFOS（μg/L） （指針値：0.05 μg/L ※）	0.0020	< 0.0003
備 考	採水日：令和5年8月30日（水） 天 候：晴（前日 晴一時雨）	採水日：令和5年8月30日（水） 天 候：晴（前日 晴一時雨）

※環境省通知における表記は、0.00005 mg/L

第4節 騒音・振動

1. 騒音・振動の現況（騒音・振動調査結果）

（1）環境騒音

県が定めた「環境騒音調査実施要領」に基づき、昭和57年度以降類型区分ごとに調査地点を定めて、環境騒音調査を実施しています。令和5年度は8地点で調査を実施しましたが、環境基準を超過した地点はありませんでした。

○環境騒音調査結果

	地点名	都市計画法に基づく 用途地域区分	環境基準類型 （騒音規制法 地域区分）	時間 区分	環境 基準 （dB）	騒音レベル（dB）			
						等価騒音 レベル （ L_{Aeq} ）	時間率騒音レベル		
							中央値 （ L_{A50} ）	上端値 （ L_{A5} ）	下端値 （ L_{A95} ）
1	渡利	第一種低層住居専用地域	A類型 （第1種）	昼間	55	44	39	47	35
				夜間	45	38	36	41	34
2	南沢又	第1種中高層住居専用地域	A類型 （第2種）	昼間	55	44	36	46	34
				夜間	45	37	35	39	33
3	東浜町	第一種住居地域	B類型 （第2種）	昼間	55	44	42	48	37
				夜間	45	38	35	41	33
4	大町	商業地域	C類型 （第3種）	昼間	60	47	44	49	41
				夜間	50	42	38	44	36
5	郷野目	工業地域	C類型 （第4種）	昼間	60	52	44	56	40
				夜間	50	46	42	49	39
6	黒岩	近隣商業地域	C類型 （第3種）	昼間	60	46	41	47	39
				夜間	50	41	39	43	37
7	飯坂町	商業地域	C類型 （第3種）	昼間	60	43	37	45	34
				夜間	50	36	35	38	34
8	蓬萊町	第二種低層住居専用地域	A類型 （第1種）	昼間	55	41	38	42	36
				夜間	45	37	36	39	34

騒音レベル 環境基準超過時間帯

○騒音に係る環境基準

A類型 昼間：55dB 夜間45dB

B類型 昼間：55dB 夜間45dB

C類型 昼間：60dB 夜間50dB

※等価騒音レベルにより評価を行う。

※昼間：6時～22時 夜間22時～6時

(2) 自動車交通騒音・振動

自動車交通騒音については、自動車交通量の増大、流通手段の進展等により、全国的な傾向として交通量の多い主要幹線道路周辺で高い関心が持たれています。

令和5年度は、地点ごとの自動車交通騒音・振動を測定し評価する点的評価を12地点で実施しました。加えて、道路端から50mの範囲内に存在する住居等について騒音レベルを推計し、環境基準の達成戸数とその割合を把握する面的評価を3路線で実施しました。

面的評価は、騒音規制法に基づく自動車交通騒音の常時監視に関する事務が県から市に移管されたことに伴い平成24年度から実施しています。

①自動車交通騒音・振動調査結果（点的評価）

国道4号、国道13号において高い騒音レベルを示しており、環境基準を超過している地域がありました。

測定地点	地域の区分					車線数	マイク高さ(m)		騒音レベル(dB)		振動レベル(dB)					交通量(台/10分)		平均速度(km/h:10台)	
	用途地域	環境基準	要請限度	騒音規制法	振動規制法				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間		昼間	夜間	昼間	夜間
1	松浪町 国道4号	近隣商業	C類型	C区域	3種	2種	5	1.2	LAeq 中央 上端 下端	73 70.0 78.7 46.9	70 58.8 75.1 40.1	 <25	 <25	 <25	大型 小型 二輪	46 275 2	17 20 1	34 37 1	40 46
2	鳥谷野 国道4号	工業	C類型	C区域	4種	2種	4	1.2	LAeq 中央 上端 下端	73 70.8 78.5 51.3	72 58.2 78.5 43.8	 <25	 <25	 <25	大型 小型 二輪	62 339 3	24 22 0	48 50 0	54 56
3	天神町 国道13号	近隣商業	C類型	C区域	3種	2種	4	1.2	LAeq 中央 上端 下端	71 67.0 76.2 50.7	66 51.6 72.4 38.7	 <25	 <25	 <25	大型 小型 二輪	11 219 1	4 27 1	42 53 1	41 48
4	泉 国道13号(西道路)	二種住居	B類型	b区域	2種	1種	4	1.2	LAeq 中央 上端 下端	67 64.1 71.8 51.3	61 47.8 66.0 37.8	 <25	 <25	 <25	大型 小型 二輪	25 289 1	6 20 0	42 50 0	43 50
5	南中央 国道13号(西道路)	準工業	C類型	C区域	3種	2種	4	1.2	LAeq 中央 上端 下端	66 62.0 71.7 50.3	61 46.3 66.8 40.1	 <25	 <25	 <25	大型 小型 二輪	40 269 3	6 16 0	41 44 0	44 50
6	渡利 国道114号	一種住居	B類型	b区域	2種	1種	4	1.2	LAeq 中央 上端 下端	66 60.5 71.9 44.6	60 42.9 65.2 34.6	 <25	 <25	 <25	大型 小型 二輪	17 122 1	1 17 1	50 55 1	71 62
7	館の前 国道115号	二種住居	B類型	b区域	2種	1種	4	1.2	LAeq 中央 上端 下端	66 59.6 71.7 47.1	60 43.1 62.1 34.9	 <25	 <25	 <25	大型 小型 二輪	14 109 1	1 6 0	25 33 0	27 30

	測定地点	地域の区分					車線数	マイク高さ(m)		騒音レベル(dB)		振動レベル(dB)					交通量(台/10分)		平均速度(km/h:10台)	
		用途地域	環境基準	要請限度	騒音規制法	振動規制法				昼間	夜間	昼間		夜間			昼間	夜間	昼間	夜間
										06:00	22:00	09:00	15:00	23:00	03:00		06:00	22:00	06:00	22:00
										〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃
										22:00	06:00	11:00	17:00	01:00	05:00		22:00	06:00	22:00	06:00
8	方木田 国道115号	準住居	B類型	b区域	2種	1種	4	1.2	LAeq 中央値 上端値 下端値	65 60.2 70.7 45.7	59 43.2 63.5 36.8	 27.5 43.2 <25	 28.7 42.2 <25	 <25 34.1 <25	 <25 28.5 <25	大型 小型 二輪	36 225 3	4 13 2	44 47	51 51
9	笹谷 主要地方道福島・飯坂線	一種住居	B類型	b区域	2種	1種	2	1.2	LAeq 中央値 上端値 下端値	63 55.1 66.3 45.9	57 43.3 57.9 40.4	 26.4 35.6 <25	 <25 35.2 <25	 <25 27.8 <25	 <25 <25 <25	大型 小型 二輪	5 100 0	1 9 1	39 39	54 41
10	野田町 主要地方道福島・吾妻・裏磐梯線	二種住居	B類型	b区域	2種	1種	2	1.2	LAeq 中央値 上端値 下端値	63 57.9 69.0 45.7	55 41.1 57.1 38.1	 34.0 42.9 <25	 32.4 41.8 <25	 <25 31.2 <25	 <25 <25 <25	大型 小型 二輪	5 92 0	0 6 1	37 39	- 44
11	鎌田 県道飯坂・保原線	一種住居	B類型	b区域	2種	1種	4	1.2	LAeq 中央値 上端値 下端値	66 59.6 71.9 49.2	62 46.1 64.6 39.3	 31.8 50.6 <25	 30.4 47.9 <25	 <25 42.8 <25	 <25 39.0 <25	大型 小型 二輪	18 125 2	3 12 1	39 45	37 58
12	大森 県道南福島停車場線	準工業	C類型	c区域	3種	2種	4	1.2	LAeq 中央値 上端値 下端値	70 65.3 75.6 49.7	64 49.0 69.2 40.6	 30.8 42.1 <25	 28.8 41.9 <25	 <25 32.8 <25	 <25 32.8 <25	大型 小型 二輪	31 159 1	4 10 1	58 63	62 65

※LAeq値は、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（環境省）に従い四捨五入し整数表示としている。

②自動車交通騒音調査結果（面的評価）

令和5年度に実施した3路線では、県道福島安達線で昼間に基準を超過する箇所が一部ありました。

路線名 (括弧内は評価実施区間の戸数)	面的評価結果（全体）割合（％） (括弧内は戸数)				面的評価結果（近接空間）割合（％） (括弧内は戸数)				面的評価結果（非近接空間）割合（％） (括弧内は戸数)			
	昼夜とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過	昼夜とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過	昼夜とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
1 福島安達線 (290戸)	99.0 (287戸)	0.0 (0戸)	1.0 (3戸)	0.0 (0戸)	98.2 (161戸)	0.0 (0戸)	1.8 (3戸)	0.0 (0戸)	100.0 (126戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)
2 金谷川停車場線 (611戸)	100.0 (611戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)	100.0 (264戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)	100.0 (347戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)
3 中野柁町線 (260戸)	100.0 (260戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)	100.0 (103戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)	100.0 (157戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)

構成ごと割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%にはならない。

◎道路における自動車の交通に関する基準等

環境基準			要請限度(騒音)			要請限度(振動)		都市計画法に基づく用途地域		
類型	1車線	2以上	区域区分	1車線	2以上	区域区分				
A	—	60/55	a	65/55	70/65	第1種	65/60	第一種・第二種低層住専、第一種・第二種中高層住専		
B			b					第一種・第二種住居、準住居		
C	65/60		c	75/70		第2種	70/65	近隣商業、商業、準工業、工業		
特例	70/65		特例	75/70						

※数値は、昼間/夜間(dB)

◇騒音 昼間：6:00～22:00 夜間：22:00～6:00 ◇振動 昼間：7:00～19:00 夜間：19:00～7:00

※特例は「幹線交通を担う道路に近接する空間」に適用

1) 2車線以下の車線を有する幹線道路を担う道路の道路端から15mの範囲

2) 2車線を越える車線を有する幹線道路を担う道路の道路端から20mの範囲

*「幹線交通を担う道路」

1) 高速自動車道、一般国道、都道府県道、市町村道(市町村道は4車線以上の区間のみ)

2) 一般自動車道である自動車専用道路

（３）高速自動車道騒音

東北縦貫自動車道の騒音については、苦情の発生状況等に応じて実態調査を実施し、福島県高速交通公害対策連絡会議を通じて東日本高速道路株式会社に遮音壁の設置等の騒音防止対策の実施を要望しています。

令和6年3月31日現在、市内には延長24,601mの遮音壁が設置されており、遮音壁の設置が進んだことにより、最近では沿線からの苦情は少なくなっています。

令和5年度は、3地点で騒音調査を実施しました。

○ 高速自動車道騒音調査結果

	調査地点	川口起点距離 (km)	測定車線 (上下)	都市計画 用途地域	測定地点	騒音レベル (dB)								直近民家ま での距離
						昼間				夜間				
						L _{Aeq}	L _{A50}	L _{A5}	L _{A95}	L _{Aeq}	L _{A50}	L _{A5}	L _{A95}	
1	下飯坂（定点）	266. 7	下り	市街化調整区 域	25m	61	60	65	54	60	58	65	49	100m
					50m	60	59	63	52	59	57	63	47	
					100m	57	55	60	50	55	54	59	46	
2	上鳥渡・下鳥渡	254. 8	上り	準工業地域	20m	60	58	63	53	53	52	57	45	20m
					180m	51	45	52	42	47	40	46	37	
3	松川町水原	243. 3	下り	市街化調整区 域	20m	58	56	63	48	57	53	63	39	20m

◎高速自動車道騒音に係る基準について

- ・騒音に係る環境基準(道路に面する地域)が設定されている地域においては、環境基準による評価を行う。
- ・環境基準が設定されていない地域においては、騒音に係る環境基準(道路に面する地域)の「B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域」の基準により評価を行う。

なお、道路端から20m以内の地点は「幹線交通を担う道路に近接する空間」の基準により評価を行う。

B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域・・・昼間 65dB 夜間 60dB

幹線交通を担う道路に近接する空間・・・昼間 70dB 夜間 65dB

※ 昼間：6時～22時 夜間：22時～6時

- ・※LAeq値は、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（環境省）に従い四捨五入し整数表示としている。

(4) 東北新幹線鉄道騒音・振動

東北新幹線鉄道の騒音・振動については、経年的に調査を実施するとともに、苦情の発生状況等に応じて実態調査を実施しています。

令和5年度は7地点で騒音・振動の調査を実施し、全地点で環境基準を超過しました。

開業以来、福島県高速交通公害対策連絡会議を通じて東日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR東日本」。開業当時日本国有鉄道）にその対策を要望し、JR東日本では、防音壁の嵩上げ、走行車輛の改良、レールの削正などの騒音・振動軽減対策を実施しています。

しかしながら、秋田新幹線の開通、新青森駅の開業等によりスピードアップが図られているなかで、福島駅通過車両の増加に伴い、通過車両から発生する騒音・振動に対する苦情が寄せられており、沿線の生活環境の悪化が懸念されています。

○東北新幹線鉄道騒音・振動調査結果

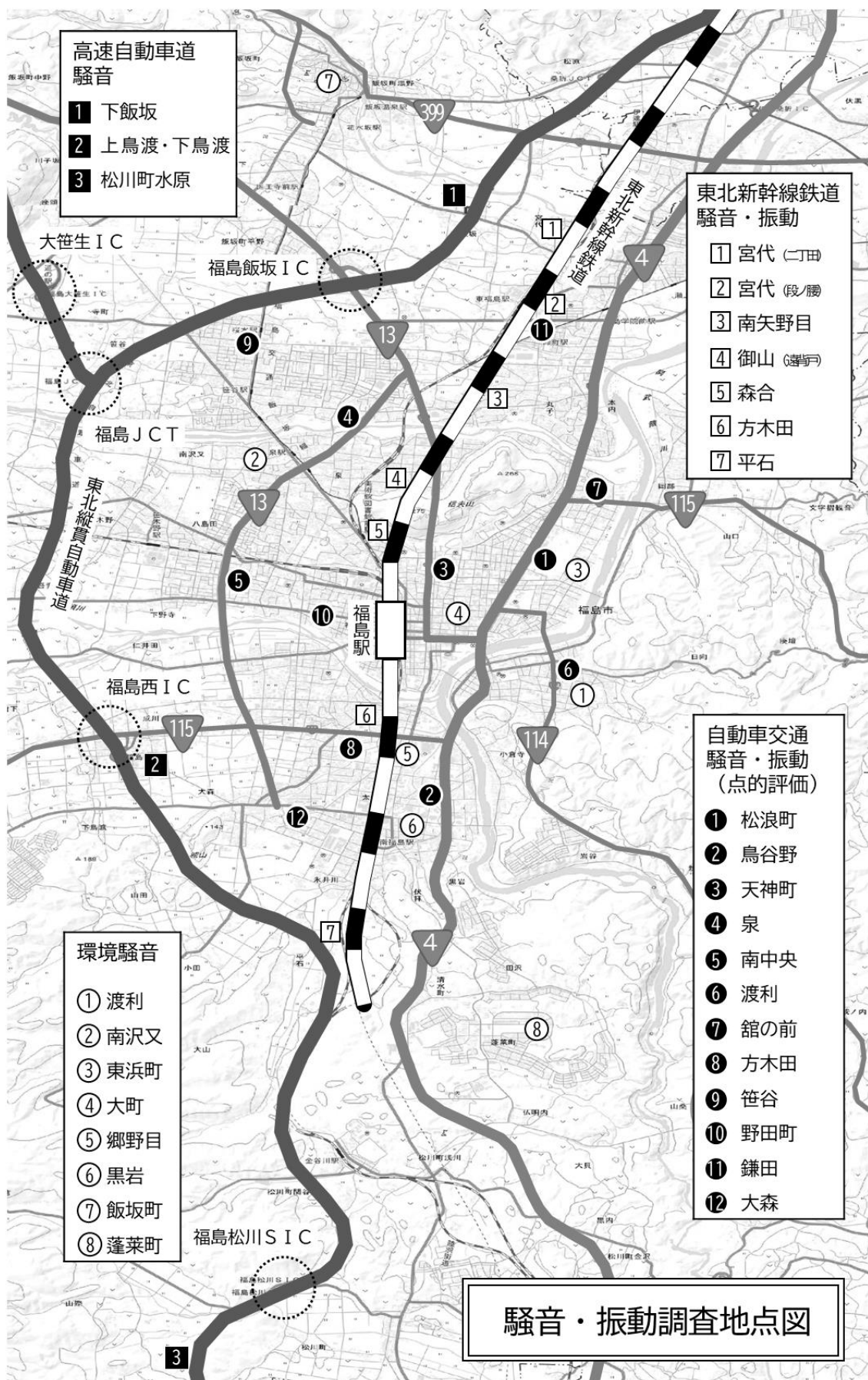
調 査 地 点	調査地点概要							列車速度 (km/h)		調査結果 (dB)				全測定 本数	
	東京起 点 距離 (kp)	環境基 準 地域類 型	都市計 画 用途地 域	構造物 種類 (高さ [m])	軌道の 種類	防音壁 種類 (高さ [m])	騒音レベル			振動レベル					
							25m 地点			50m* 地点	100m* 地点	25m 地点	上 り	下 り	
1	宮代 (二丁田) (下り側)	261.5	I 類型	市街化 調整区 域	R・C けた式 高架橋 (11.1)	スラブ	逆L・ 吸音材 (2.0)	平均	275	79	74	66	54	10	10
							最高	316							
							最低	218							
2	宮代 (段ノ腰) (上り側)	260.6	I 類型	第一種 中高層 住居専 用地域	R・C けた式 高架橋 (9.3)	スラブ	逆L・ 吸音材 (2.0)	平均	235	78	72	-	59	10	10
							最高	313							
							最低	194							
3	南矢野目 (下り側)	258.8	I 類型	第一種 住居地 域	R・C けた式 高架橋 (5.9)	スラブ	逆L・ 吸音材 (2.0+1.0)	平均	277	73	68	65 (75m)	57	10	10
							最高	320							
							最低	161							
4	御山 (遠背戸) (下り側)	257.4	I 類型	第一種 住居地 域	R・C けた式 高架橋 (5.6)	スラブ	逆L・ 吸音材 (2.0+1.5)	平均	262	76	74 (31m地 上)	-	48	12	8
							最高	316							
							最低	121							
5	森合 (下り側)	256.5	I 類型	第一種 住居地 域	R・C けた式 高架橋 (6.0)	バラスト	逆L (2.0)	平均	280	73	69	-	61	9	11
							最高	319							
							最低	78							
6	方木田 (下り側)	253.8	I 類型	第一種 住居地 域	R・C けた式 高架橋 (16.5)	バラスト	直壁 (1.8)	平均	296	77	73	72	56	12	8
							最高	318							
							最低	65							
7	平石 (下り側)	250.5	I 類型	市街化 調整区 域	R・C けた式 高架橋 (13.4)	スラブ	直壁 (1.8+2.1)	平均	269	74	69	-	58	11	9
							最高	311							
							最低	173							

※ 福島駅 約 256.2 kp

*調査地点に変更がある場合は調査結果下段に()で表示。

環境基準 I 類型 70dB 以下
II 類型 75dB 以下

騒音レベル 環境基準超過地点



2. 騒音・振動の規制（法令に基づく届出状況等）

（１）工場・事業場の騒音・振動

工場・事業場の騒音・振動の規制は、騒音規制法、振動規制法、福島県生活環境の保全等に関する条例及び福島市公害防止対策条例に基づいて行っています。

都市計画法に基づく用途地域の区分ごとに規制地域の指定、規制地域ごとに規制基準の設定をしており、法令に基づく規制地域内に特定施設等を設置する場合は届出が義務付けられています。

① 騒音規制法に基づく特定施設

（令和6年3月31日現在）

特定施設の種類の 規制地域区分	第1種	第2種	第3種	第4種	計
1.金属加工機械	1	35	32	255	323
□ 製管機械				(3)	(3)
ハ バンディングマシン		(2)	(2)	(8)	(12)
ニ 液圧プレス		(16)	(11)	(79)	(106)
ホ 機械プレス	(1)	(2)	(7)	(117)	(127)
ヘ せん断機		(14)	(8)	(34)	(56)
ト 鍛造機			(2)		(2)
リ ブラスト		(1)		(14)	(15)
ヌ タンブラー			(2)		(2)
2.空気圧縮機および送風機	3	316	496	652	1,467
3.破砕機・摩砕機・ふるい機等	1	5	5	1	12
4.織機		84	133	602	819
5.建設用資材製造機械		3	2	1	6
イ コンクリートプラント		(2)	(1)	(1)	(4)
ロ アスファルトプラント		(1)	(1)		(2)
7.木材加工機械		38	25	24	87
イ ドラムバーカー		(1)			(1)
ロ チッパー		(4)	(5)	(2)	(11)
ニ 帯のご盤		(21)	(9)	(13)	(43)
ホ 丸のご盤		(5)	(3)	(5)	(13)
ヘ かなな盤		(7)	(8)	(4)	(19)
9.印刷機械	10	18	121	112	261
10.合成樹脂用射出成型機			59	84	143
11.鋳型造型機		6	15	13	34
計	15	505	888	1,744	3,152

※()内は特定施設の種類のうち数

② 振動規制法に基づく特定施設

（令和6年3月31日現在）

特定施設の種類の 規制地域区分	第1種	第2種	計
1.金属加工機械	20	308	328
イ 液圧プレス	(3)	(68)	(71)
ロ 機械プレス	(4)	(196)	(200)
ハ せん断機	(13)	(44)	(57)
2.圧縮機	46	541	587
3.破砕機・破砕機・ふるい機・分級機		5	5
4.織機		663	663
5.コンクリートブロックマシン	3	5	8
6.木材加工機械	2	3	5
ロ チッパー	(2)	(3)	(5)
7.印刷機械		83	83
8.ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		12	12
9.合成樹脂用射出成型機	3	282	285
10.鋳型造型機		56	56
計	74	1,958	2,032

※()内は、特定施設の種類のうち数

③ 福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音指定施設

(令和6年3月31日現在)

特定施設の種類の 規制地域区分	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	計
1.金属加工機械			18		19	37
(2)製管機械			(3)			(3)
(3)ベンディングマシン					(1)	(1)
(4)液圧プレス			(6)		(6)	(12)
(5)機械プレス			(1)		(6)	(7)
(6)せん断機			(4)		(4)	(8)
(9)ブラスト			(2)		(1)	(3)
(11)切断機			(2)		(1)	(3)
2.空気圧縮機および送風機			407		256	663
3.土石、鉱物用破碎機・摩碎機			56			56
4.ふるい機・分級機			19			19
5.織機					1,902	1,902
6.建設用資材製造機械			16		3	19
(1)コンクリートプラント			(7)		(3)	(10)
(2)アスファルトプラント			(9)			(9)
8.木材加工機械			36		5	41
(1)ドラムパーカー			(3)			(3)
(2)チップパー			(7)			(7)
(3)碎木機			(5)			(5)
(4)帯のこ盤			(12)		(1)	(13)
(5)丸のこ盤			(4)		(1)	(5)
(6)かな盤			(5)		(3)	(8)
10.印刷機械			15		66	81
11.合成樹脂用射出成型機			95		24	119
14.ディーゼルエンジン	3	20	89	5	22	139
15.冷凍機		109	315	7	109	540
計	3	129	1066	12	2,406	3,616

※()内は指定施設の種類のうち数

④ 福島市公害防止対策条例に基づく指定施設

(令和6年3月31日現在)

特定施設の種類の 規制地域区分	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	計
1.空気圧縮機		14	100	33	54	201
2.送排風機		98	413	59	46	616
3.石材引割機及び切削機		7	25			32
石材引割機			(8)			(8)
石材切削機		(7)	(17)			(24)
4.動力打綿機、動力梳綿機等	1	24	16	26		67
動力打綿機	(1)	(16)	(10)	(16)		(43)
動力混打綿機		(3)	(2)	(6)		(11)
動力梳綿機等		(5)	(4)	(4)		(13)
6.コンクリートブロック成型機			1			1
5.動物の飼育等施設			1			1
計	1	143	556	118	100	918

※()内は指定施設の種類のうち数

※福島市公害防止対策条例では規制地域の指定をしていないため、福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく規制地域の区分ごとに集計を行った。

(2) 建設作業の騒音・振動

建設作業から発生する騒音・振動の規制は、騒音規制法、振動規制法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に基づいて行っています。

法令に基づく規制地域内で特定建設作業等を実施する場合は届出が義務付けられており、その作業時間、騒音・振動等が規制されます。

○騒音規制法、振動規制法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出件数

建設作業の種類		年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
騒 音	1.くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業		1	2	5
	2.びょう打機を使用する作業				
	3.さく岩機を使用する作業		13	37	45
	4.空気圧縮機を使用する作業		2		5
	5.コンクリートプラント又はアスファルトプラントを使用する作業				
	6.バックホウを使用する作業		1	1	5
	7.トラクターショベルを使用する作業				
	8.ブルドーザーを使用する作業				
計			17	40	60
振 動	1.くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業		2	6	11
	2.鋼球を使用して工作物を破壊する作業				
	3.舗装版破碎機を使用する作業				
	4.ブレーカーを使用する作業		10	23	30
計			12	29	41

※()内は福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出数

第5節 その他

1. 悪臭

悪臭防止法に基づく規制地域は、昭和48年7月に指定され、その後、昭和54年4月及び平成3年11月に地域指定の見直しを行い、規制地域が拡大されました。

同法による規制物質及び基準は、移動発生源や建設工事、しゅんせつ、埋立等のため一時的に設置される作業場などは対象とされないほか、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法とは異なり、規制する特定事業は定めていないため、規制地域内の工場・事業場等から発生する悪臭物質について規制基準が適用されることとなります。

2. 土壌汚染

近年、地下水の水質調査や自主的な土壌汚染調査の実施などに伴い、工場敷地内や工場跡地などで土壌汚染が明らかになるケースが増えています。

このような現状を背景に、平成15年2月15日より土壌汚染対策法が施行され、一定の要件を満たす土地に対して土壌汚染調査を義務付け、それにより特定有害物質が基準を超えた土壌汚染が判明した土地については、指定区域として公示されることとなりました。

また、平成22年4月1日より施行された改正土壌汚染対策法により、一定規模以上の土地の形質の変更を行う者に届出義務が課せられ、その土地が土壌汚染のおそれがあると市長が判断した場合には調査命令の対象とすることができることとなりました。令和5年度には21件の届出がされましたが、調査命令の対象とした土地はありません。

令和6年3月31日現在、福島市内に要措置区域として指定されている土地は無く、形質変更時要届出区域として指定されている土地が6件あります。

3. 電波障害

建物による放送電波の遮へいや反射などの障害対策については、地域住民の居住環境を保全する立場から「福島市電波障害防止に関する指導要綱」に基づき指導を行い、電波障害発生の未然防止に努めています。

市内の一部には電波障害が発生している地域もありますが、アナログ放送から地上デジタル放送への転換に伴い、テレビの受信環境は大幅に改善されています。

4. 公害苦情等の処理

令和5年度の公害苦情の総数は28件で、前年度の38件と比較して10件の減少となりました。

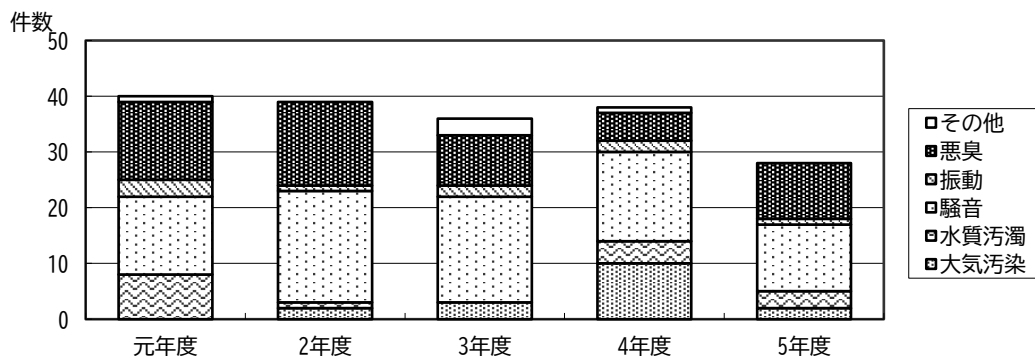
種類別では、騒音が12件と最も多く、次いで悪臭が10件となっており、この2つで全体の78.6%を占めています。

○公害苦情件数の推移

年 度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
区 分	件数	割合(%※)	件数	割合(%※)	件数	割合(%※)	件数	割合(%※)	件数	割合(%※)
大気汚染	0	0.0%	2	5.1%	3	8.3%	10	26.3%	2	7.1%
水質汚濁	8	20.0%	1	2.6%	0	0.0%	4	10.5%	3	10.7%
騒 音	14	35.0%	20	51.3%	19	52.8%	16	42.1%	12	42.9%
振 動	3	7.5%	1	2.6%	2	5.6%	2	5.3%	1	3.6%
悪 臭	14	35.0%	15	38.5%	9	25.0%	5	13.2%	10	35.7%
そ の 他	1	2.5%	0	0.0%	3	8.3%	1	2.6%	0	0.0%
計	40	100.0%	39	100.0%	36	100.0%	38	100.0%	28	100.0%

※ 計に100%と記載していても、構成ごとの割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%にはならない。

○公害苦情件数の推移グラフ



5. 酸性雪

平成4年度より、東北都市環境問題対策協議会において東北地方の酸性雨の動向を把握するため、福島市内3ヶ所で酸性雪調査を行っていましたが、自治体での降雪の有無や調査結果の有用性等の観点から共同調査のテーマを、令和5年度から「電動車等台数調査」に変更することになり、酸性雪調査は令和4年度をもって調査終了しました。

第5章 環境放射線量及び出荷販売を目的としない食品等の放射性物質の測定状況について

第1節 環境放射線量の測定

《概況》

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、3月12日に東京電力福島第一原子力発電所1号機、3月14日に3号機、3月15日に2号機・4号機で爆発事故が発生し、放射性物質が外部に放出され、市内の環境放射線量測定値が一時、 $24.2\mu\text{Sv/h}$ に上昇しました。(以下、「福島原発事故」という。)

福島県の「県の学校等の再モニタリング調査」や「県環境放射線モニタリング調査」による公園等のモニタリング調査を実施した結果から、文部科学省は、年間被ばく量 20mSv を目安とした $3.8\mu\text{Sv/h}$ を超えた10校等に対して屋外活動の制限を指示しました。

本市では、同年4月20日から児童・保護者や学校周辺住民の不安を解消するため、指定校10校等と市内東西南北に位置する小学校4校を、さらに5月からはその他の学校等の環境放射線量の測定を開始しました。

《令和5年度の状況》

本庁・各支所をはじめ、各小・中学校等や集客施設等の159箇所を定期的に測定し、測定結果を市のホームページ等で公表しました(定点測定箇所の内訳は、表1参照)。

測定を開始した平成23年5月と直近の令和6年2～3月の環境放射線量との比較については、表2のとおりです。

また、福島原発事故から13年が経過した市内全域の環境放射線量の状況を市民にお知らせするため、「全市放射線量測定マップ」を作成しました。測定は、令和5年10月～12月に実施し、身近な地域の放射線量の平均測定値を把握できるよう、市内を923区画に分割した網かけ(メッシュ)方式により作成しました。測定マップは、令和6年3月から支所・出張所での窓口配布のほか、市ホームページで公表しています(全市放射線量測定マップによる各地区の平均環境放射線量の推移は、表3を参照)。

なお、福島県内7市町との比較については、表4のとおりです。

【表1】定点測定箇所の内訳

測定区分	測定箇所数	備 考
本庁・支所・出張所	19箇所	
小・中学校等	106箇所	
人が多く集まる施設	22箇所	公共交通機関の駅周辺や観光地等
都市公園	6箇所	平成23年当時 $3.4\mu\text{Sv/h}$ 以上の公園
文部科学省設定地点	6箇所	平成23年文部科学省が測定した6地点 (年間推定積算線量 10mSv 以上の地点)
合 計	159箇所	

【表2】環境放射線量測定値比較表

	(単位：μSv/h)		
	最低値～最高値 (平成23年5～6月時点)	最低値～最高値 (令和6年2～3月時点)	平均低減率%
本庁・支所・出張所	0.20～2.80	0.04～0.18	90.1%
駅周辺や観光地等	0.23～2.53	0.05～0.16	86.4%
小・中学校等	0.22～3.63	0.05～0.10	94.7%
都市公園	2.51～3.65	0.06～0.14	97.1%
文部科学省設定地点	1.53～2.30	0.07～0.20	94.5%
全体	0.20～3.65	0.04～0.20	93.2%

【表3】全市放射線量測定マップによる各地区の平均環境放射線量の推移表

地 区	H23.6月 (単位：μSv/h)	R5.3月 (単位：μSv/h)	R5.12月 (単位：μSv/h)	H23.6月からの 低 減 率
中 央	1.59	0.11	0.11	93.1%
渡 利	2.23	0.19	0.18	91.9%
杉 妻	1.17	0.09	0.08	93.2%
蓬 萊	1.55	0.12	0.10	93.5%
清 水	1.80	0.12	0.12	93.3%
東 部	1.60	0.17	0.16	90.0%
大 波	2.24	0.26	0.25	88.8%
北 信	1.43	0.14	0.13	90.9%
吉 井 田	1.19	0.11	0.10	91.6%
西	0.63	0.10	0.09	85.7%
土湯温泉町	0.26	0.07	0.06	76.9%
信 陵	1.63	0.16	0.15	90.8%
立 子 山	1.76	0.20	0.16	90.9%
飯 坂	1.05	0.16	0.14	86.7%
茂 庭	0.33	0.08	0.08	75.8%
松 川	1.16	0.16	0.13	88.8%
信 夫	0.91	0.12	0.10	89.0%
吾 妻	1.15	0.13	0.12	89.6%
飯 野	1.58	0.18	0.18	88.6%
全体平均	1.33	0.15	0.13	90.2%

【表4】福島県内7市町の比較表

	単位：μSv/h						
	福島市	郡山市	白河市	会津若松市	南会津町	南相馬市	いわき市
	最低値～最高値	最低値～最高値	最低値～最高値	最低値～最高値	最低値～最高値	最低値～最高値	最低値～最高値
平成23年	0.06～4.10	0.16～2.30	0.16～1.80	0.06～0.88	0.04～0.20	0.12～20.00	0.07～3.40
令和5年	0.05～0.25	0.05～0.19	0.08～0.24	0.05～0.10	0.05～0.12	0.05～0.72	0.05～0.49

※JAEA放射性物質モニタリングデータ情報公開サイト公表
「福島県による環境放射線モニタリング・メッシュ調査 年次データ」より

第2節 農作物・食品等の放射性物質の測定

《概況》

本市では、食品等に含まれる放射性物質から市民の健康を守り、食品等の安全・安心を確保するとともに、農作物の風評を払拭するため、放射性物質の測定体制の充実を図っています。

平成23年11月に放射線モニタリングセンターを設置し、出荷販売を目的としない市民からの持ち込みによる食品等の測定を開始しました。測定においては、食品等簡易放射能測定装置131台、ゲルマニウム半導体検出器1台を導入し、平成24年4月からは、放射線モニタリングセンターとあわせて28か所の測定体制として拡充を図ったほか、JA新ふくしまへ業務を委託し、さらに10箇所ですべて受付・測定を開始しました。

平成26年9月からは、「非破壊式放射能測定装置（丸ごと測定器）」を19か所全ての測定所に配備し、測定の利便性を図りました。令和3年度には測定体制の見直しを行い11か所の測定所で、市民が家庭菜園等で収穫した農作物やその加工品、井戸水などの飲料水等の測定を行っています。

《令和5年度の状況》

令和5年度においては、飲料水24件、農作物等1,570件、食品（加工品など）101件、その他6件の合計1,701件の測定を実施しました（表5参照）。

市民が持ち込んだ食品測定の結果は、基準値内の割合が94.5%で、基準値超えの割合が5.5%となりました。基準値超えの食品のほとんどは山で採れた山菜や野生のキノコなどであり、出荷及び摂取等の制限が適用されているものが多くを占めました。なお、家庭菜園で収穫された野菜などの食品は放射能が基準値内となっています。また、流通用農産物についてはJAが測定していますが、100%基準値内となっています。

令和5年度の状況は、市ホームページや電子版「放射線対策ニュース」6月号で、表6及び図1の内容をもとに市民へお知らせしました。また、春の「山菜」、秋の「キノコ類」が採れる時期には、山林で採れた山菜やキノコ類は最寄りの測定所で測定し、安全を確認してから食べていただくよう、「放射線対策ニュース」でお知らせし注意を喚起しました。

【表5】食品等の測定状況

品目等	測定件数	未検出	検出	(単位:件)	
				検出内訳	
				基準値内	基準値超
飲料水	24	24	0	0	0
農作物等	1570	1304	266	179	87
食品(加工品等)	101	91	10	3	7
その他	6	6	0	0	0
計	1701	1425	276	182	94

【表6】食品等放射能測定結果内訳

測定品目	測定件数	基準値超過件数
飲料水	24	0
農作物等	1,570	87
山菜類	546	43
果物(力キ等)	377	0
根菜類	165	0
キノコ類	99	39
葉物野菜	49	0
木の実(クリ等)	52	5
その他(豆類等)	282	0
食品(加工品等)	101	7
乾物・干物(干柿等)	78	0
肉(タヌキ等)	5	3
魚(ヤマメ等)	3	0
その他(漬物等)	15	4
その他(笹の葉等)	6	0
総合計	1,701	94

【表7】食品衛生法による
放射性セシウムの基準値

(単位:Bq/kg)	
食品群	基準値
一般食品	100
乳児用食品	50
牛乳	50
飲料水	10

【図1】基準値超過件数の内訳

